

令和8年度（第1回） 福祉向市営住宅の入居申込案内

名古屋市健康福祉局
名古屋市子ども青少年局
区保健福祉センター福祉部
（社会福祉事務所）
支所区民福祉課
（社会福祉事務所支所）

募集の概要

- 今回行う福祉向市営住宅の入居募集は、空家住宅等に入居される方を選考するものです。
- 申込対象者は、名古屋市内に住所地又は勤務地があり住宅に困窮しているひとり親世帯、障害者世帯、高齢者世帯の方に限ります。

ひとり親世帯について詳しくは 2～5ページ

障害者世帯について詳しくは 6～9ページ

高齢者世帯について詳しくは 10～13ページ

募集住宅 「募集住宅一覧表」をご覧ください。（27ページ～74ページ）

申込受付期間 令和8年6月1日(月)～令和8年6月12日(金)

受付時間は午前8時45分～午後5時15分です。土・日・祝日は休みです。

※郵送申込については、6月12日(金)の消印まで有効です。

※電子申請については、申請フォームの入力中に申込有効期限を過ぎた場合、申請手続きが完了されませんので、ご注意ください。

※ひとり親世帯区分で一部郵送申込及び電子申請できない方があります。⇒3～4ページ

抽せん会（公開） 令和8年7月15日(水) 場所：市役所西庁舎12階西12A会議室

高齢者世帯 午前 9時30分から

障害者世帯 午前10時30分から

ひとり親世帯 午後 1時30分から

公開抽せん会への参加の有無が抽せん結果に影響することはありません。

目次	ページ
1 申込から入居までの流れ	1
2 ひとり親世帯の申込資格と申込方法	2
3 障害者世帯の申込資格と申込方法	6
4 高齢者世帯の申込資格と申込方法	10
5 申込書記入例	14
6 収入基準	15
1. 収入とは	15
2. 申込書収入関係記入欄の書き方	16
3. 収入基準の確認	20
7 家賃制度について	24
8 敷金について	24
9 家賃・敷金の減額について	24
10 募集住宅一覧表	27
11 相談・受付窓口	77

<電子申請フォーム 二次元コード>

高齢者区分



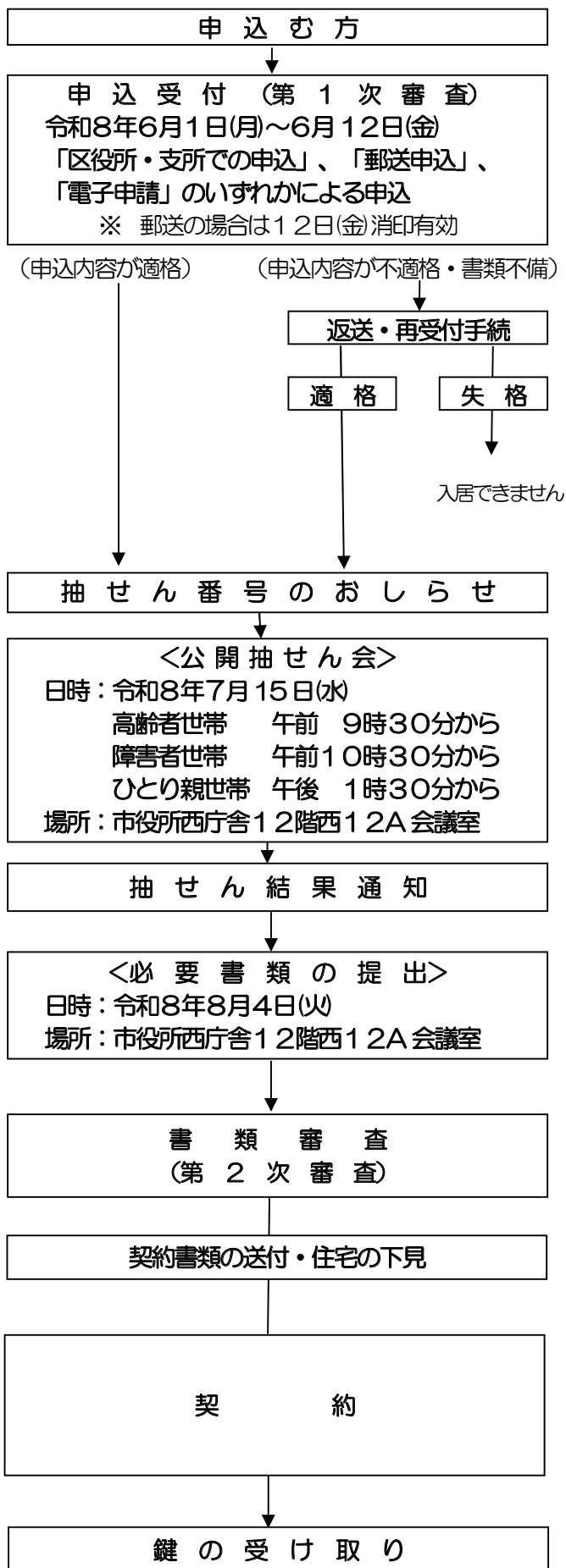
障害者区分



ひとり親世帯区分では、一部電子申請できない方がありますので、詳細は4ページをご確認ください。

1 申込から入居までの流れ

次のように手続きが進みます。



申込区分	申込先(郵送先も同じ) P 77 参照	
高齢者世帯	住所地(市外居住者は勤務地)の区役所保健福祉センター福祉部福祉課(支所管内の方は支所区民福祉課)	
障害者世帯	ハンセン病療養所入所者等	市役所健康福祉局健康部感染症対策課
	それ以外の方	高齢者世帯と同じ
ひとり親世帯	住所地(市外居住者は勤務地)の区役所保健福祉センター福祉部民生子ども課(支所管内の方は支所区民福祉課) ※ひとり親家庭等手当受給者のみ郵送及び電子申請可(P3参照)	

内容によっては、訂正することで再受付することができます。指定期間内に訂正ができなかった場合は失格となります。

【窓口申請・郵送申請の場合】

指定期間内に申込先へ直接おいでください。

【電子申請の場合】

電話またはメールにより内容を確認させていただく場合があります。

令和8年7月8日(水)頃発送します。

公開抽せん会への参加は必須ではありません。

抽せん結果は、申込みをされた方全員にお知らせします。

※公開抽せん会への参加の有無が抽せん結果に影響することはありません。

令和8年7月16日(木)に発送します。

※当せん通知には「必要書類のご案内」添付

当せんした方は指定日時に市役所へ必要書類の提出においていただきます。申込書の記入内容と異なる場合は失格となり入居できません。

申込者ごとに収入基準を審査し家賃区分確定を行います。不足書類があるときは書類の提出があつてから家賃区分が決定されます。

今回は9月上旬予定です。このとき家賃及び敷金も同時に通知されます。

※車いす専用住宅(住宅設備仕様選択方式)を除く。

契約前に本人の印鑑証明書を用意して家賃3か月分の敷金を事前に払い込むことが契約条件です。

*申込から6か月以内(今回は令和9年1月4日まで)に入居手続をされない場合は、入居資格を失いますのでご注意ください。(車いす専用住宅(住宅設備仕様選択方式)は原則令和9年3月31日まで)

入居契約の際に決まった入居可能日(令和8年10月1日予定(車いす専用住宅(住宅設備仕様選択方式)は令和9年2月以降の予定)の1週間前(その日が住宅供給公社の休業日の場合は、直前の営業日)から鍵を受け取ることができます。

② ひとり親世帯の申込資格と申込方法

○申込資格

ひとり親世帯の申込みをするためには以下の1～7の要件すべてに該当することが必要です。

1. (ア) 配偶者のいない女子又は男子（ひとり親家庭等手当〈児童扶養手当・名古屋市ひとり親家庭手当・愛知県遺児手当のいずれか〉受給者等、これに準ずる状態であって市長が認めた方）であって、現に20歳未満の児童を扶養している方の世帯
 - ※ 離婚予定・未婚出産予定での申込みはできません。
 - ※ 申込時現在、離婚調停中又は裁判中の方は申込みできます。申込時に事件係属証明・調停の呼び出し状を提出してください。（ただし、離婚が成立しないと入居契約できません。）
- (イ) 配偶者の暴力により、婚姻関係が事実上破綻している女子又は男子として市長が認めた方であって、現に20歳未満の児童を扶養している方の世帯

2. 申込者本人の住所地又は勤務地が名古屋市内にあること。

3. 現在、何らかの理由で住宅に困っていること。

申込みができない場合	注意事項
入居予定家族の中に自分名義の住宅をお持ちの方がいる場合	売却や差押え等により現在の持ち家を処分する場合を除く。 （不動産の売買契約書・競売開始を証明するもの等を書類審査時に提出できること。） （令和9年1月4日までに処分できない場合は辞退として取扱います。）

4. 公営住宅法等に定める収入基準に適合する方であること。
（15～23ページの「収入基準」をよく読んでください。）

5. 申込者本人及び同居する親族又は同居予定の親族に市営住宅等の家賃等を滞納している方がいないこと。
※ その滞納となっている家賃等が完納されるまで住宅のあっせんはいたしません。

6. 申込者本人及び同居する親族又は同居予定の親族が暴力団員でないこと。
※ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないことを誓約していただきます。また、暴力団員であるか否かについて、必要な場合に愛知県警察本部に照会されることに同意していただきます。

7. 申込者本人及び同居する親族または同居予定の親族に、過去3年以内に市営住宅等から、明渡請求を受けて退去した方がいないこと。 ※迷惑行為により明渡請求を受けた方については10年（単身入居理由に該当する方については5年）以内。

なお、次のような場合は申込みできません。

申込みができない場合	注意事項
1 夫婦を分割した世帯	申込時現在離婚調停中又は裁判中の方及びDV被害者と認定された方は申込みできます。ただし、DV被害者と認定された方以外は、離婚が成立しないと入居契約できません。
2 親族以外で構成された世帯	—
3 兄弟姉妹だけで構成された世帯	両親死亡等を戸籍上証明できる等の場合は申込みできます。
4 不自然な寄り合い世帯、不自然に分割した世帯（※）	税法上の扶養関係のある場合は申込みできます。

（※）例えば、祖父母と扶養関係にない孫での申し込みや、おじ、おばと扶養関係にない甥、姪での申し込みなどはできません。

また、ひとり親世帯の親子等以外の方の同居申込みは原則できません。

※ ただし、次の①・②・③の方にあつては、同居申込みが可能です。

- ① 60歳以上（昭和41年6月13日以前に生まれた方）の祖父母（夫婦を分割しての申込みはできません）
- ② 障害者向住宅申込が可能程度の障害がある親族（6ページをご覧ください。）
- ③ 申込者と税法上の扶養関係にある20歳以上の子

○申込方法

ひとり親世帯の申込方法は以下のとおりです。

1. 申込みについて

- ① 市営住宅入居申込書に、必要事項を記載して、住所地の（市外居住者は勤務地を管轄する）区役所保健福祉センター福祉部民生子ども課（支所管内にお住まいの方は支所区民福祉課）窓口へ提出してください。
- ② 市内在住のひとり親家庭等手当（児童扶養手当・名古屋市ひとり親家庭手当・愛知県遺児手当のいずれか）受給者の方は郵送での申込み及び電子申請が可能です。市外在住の方やひとり親家庭等手当を受給していない方は、郵送での申込み及び電子申請はできませんのでご注意ください。
- ③ 希望住宅の決定にあたっては、募集住宅一覧表のページで、住宅の最寄りの交通機関、棟数、階数、間取り等を確認の上で決めてください。
- ④ 収入等、入居資格については、申込時点と資格審査・入居時でかわる場合には内容により失格となる場合があります。お申込みの際は十分注意してください。
- ⑤ 申込の年齢は、令和8年6月12日現在の満年齢で計算します。例えば、昭和41年6月13日生まれの方は60歳、昭和41年6月14日生まれの方は59歳です。
- ⑥ 名古屋市又は愛知県ファミリーシップ制度の宣誓をされた方との同居を希望される方は、お申込みされる前に区役所保健福祉センター福祉部民生子ども課（支所管内にお住まいの方は支所区民福祉課）にご相談ください。

2. 郵送申込みについて

- ① 市内在住のひとり親家庭等手当（児童扶養手当、愛知県遺児手当、名古屋市ひとり親家庭手当のいずれか）を受給している方は郵送で申込みをすることができます。⇒区役所保健福祉センター福祉部民生子ども課（支所管内にお住まいの方は支所区民福祉課）宛
区役所保健福祉センター福祉部民生子ども課及び支所区民福祉課の住所及び連絡先は77ページをご覧ください。
※市外在住の方やひとり親家庭等手当を受給していない方は、郵送での申込みはできかねます。
- ② 申込書投函後の記載内容の変更、訂正はできません。記載内容をよくお確かめの上投函してください。
- ③ 記載内容に不備がある場合は受付せずに申込書を返送いたします。その後一定期間内の再受付期間を設けていますので、再受付を希望される場合は内容を訂正の上、区役所の保健福祉センター福祉部民生子ども課（支所管内にお住まいの方は支所区民福祉課）まで直接ご持参ください。おいでにならない場合は必ずご連絡ください。
なお③の場合で、連絡なくおいでにならない場合は申込みを辞退したものと取り扱います。
- ④ 令和8年6月12日(金)の消印まで有効です。投函時刻によっては翌日の消印になる場合がありますので注意してください。

3. 電子申請について

- ① 市内在住のひとり親家庭等手当（児童扶養手当、愛知県遺児手当、名古屋市ひとり親家庭手当のいずれか）を受給している方は電子申請が可能です。児童扶養手当を受給中の方は、児童扶養手当証書の写しを添付してください。添付がなく、本人確認ができない場合には、個別に問い合わせさせていただきます場合があります。

※市外在住の方やひとり親家庭等手当を受給していない方は、電子申請はできません。



<二次元コード>
ひとり親区分
電子申請フォーム

二次元コード又は以下のURLにアクセスし、電子申請システムよりお申し込みください。

<URL>

<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya/smart-apply/apply-procedure-alias/2026-01-hitorioya>

- ② 申込後の記載内容の変更、訂正はできません。記載内容をよくお確かめの上、お申込みください。
- ③ 記載内容に不備がある場合は電話またはメールにより確認をさせていただきます。一定期間の「再受付期間」を設けていますので、再受付を希望する場合はご回答ください（内容によっては再受付できません）。
- なお、③の場合で再受付期間中にご回答をいただけない場合は、申込みを辞退したものと取り扱います。
- ④ 申請フォームの入力中に申込有効期限を過ぎた場合、申請手続きが完了されませんのでご注意ください。

4. 市営住宅入居申込書及び添付書類について

- ① 市内在住のひとり親家庭等手当（児童扶養手当、愛知県遺児手当、名古屋市ひとり親家庭手当のいずれか）受給者の方で、窓口申請および郵送申込をする方は、添付書類はありません。申込書に必要事項を記入し、書きもれがないように注意してください。
- ※ ただし、市外在住の方、市内在住でひとり親家庭等手当を受給していない方は、児童扶養手当証書の写しや、母子・父子家庭等医療費制度に該当する医療証の写し等、ひとり親であることの確認できるものを添付してください。（当せん後の資格調時には戸籍謄本の原本が必要となります。）
- ② 必ず自宅あるいは連絡先の電話番号（日中連絡が取れる番号）を記入してください。
- ③ 収入のある方は、収入関係記入欄（年間金額）を、16～19ページを参照しながら必ず記入してください。職業・就業又は事業開始年月日も必ず記入してください。
- ④ 離職調停中の方は裁判所から発行される事件係属証明もしくは呼び出し状を添付してください。

5. 複数区分への申込みについて

- ① 申込みは、ひとり親区分、高齢者区分、障害者区分それぞれの区分につき1世帯1戸に限ります。（複数区分の要件に該当する場合はそれぞれに申込みができます。）
- ② 同一の区分において、同一人が複数の申込をされた場合（申込者・同居人を問いません）、不自然に分割又は組み合わせた世帯で2通以上申し込んだ場合等はそのすべてが無効になります。

- ③ 申込書は各世帯区分につき、1通ずつ記入してください。電子申請の場合は、各世帯区分のフォームより申請を行ってください。
- ④ 【窓口申請・郵送申込の場合】申込書の申し込む区分に必ず○をつけてください。福祉向住宅の2以上の区分で申し込む場合は、申込書下部の備考欄に、申込みをした他の区分を記載してください。

6. 緊急連絡先の届出について

緊急連絡先となる方1名の届出をお願いします。

- ・できるだけ親族の方で、名古屋市内又は名古屋市近郊に居住している方に依頼してください。
- ・緊急連絡先となった方には、入居者の方が病気や事故、長期不在等により連絡が取れなくなった場合にご連絡させていただきます。

《東日本大震災において被災された方へ》

「福島復興再生特別措置法」又は「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（子ども・被災者支援法）」の対象となる方は、入居資格の一部が緩和される場合があります。詳しくは、区役所保健福祉センター福祉部民生子ども課、支所区民福祉課にお問い合わせください。

3 障害者世帯の申込資格と申込方法

○ 申込資格

障害者世帯の申込みをするためには以下の1～7の要件すべてに該当することが必要です。

1. 申込者本人の住所地又は勤務地が名古屋市内にあること。
2. 次表の要件を満たす方、またはその方と現に同居し、又は同居しようとする親族（内縁関係、令和9年1月4日までに婚姻予定の婚約者及び令和8年6月12日時点までのファミリーシップ宣誓者を含む。）であること。
 - ※ 内縁関係の場合は、住民票に「未届の夫・妻」と記載されており、それぞれの戸籍上の配偶者のないことが戸籍謄本で確認できることが必要です。
（住民票上の続柄が、「同居人」の場合は、未届の夫・妻とはみなしません。）
 - ※ 婚約者と申し込む場合は、契約前に婚姻届受理証明等の公的証明書の提出が必要です。
 - ※ 名古屋市又は愛知県ファミリーシップ制度の宣誓をされた方と申し込む場合は、契約前に令和8年6月12日時点までの日付が記載されたファミリーシップ宣誓書記載内容等証明書の提出が必要です。

申込住宅	要件	※単身者
一般住宅 (注)参照	1 身体障害者手帳所持者で、その障害程度が1～4級の方 2 戦傷病者手帳所持者で、その障害程度が特別項症～第6項症、第1款症の方（旧恩給法の場合は特別項症～第7項症の方） 3 被爆者健康手帳所持者で、厚生労働大臣の認定を受けた方 もしくは健康管理手当を受給している方 4 愛護手帳所持者、療育手帳所持者 5 精神障害者保健福祉手帳所持者 6 ハンセン病療養所入所者等 7 障害種別欄に難病の記載のある障害福祉サービス受給者証 もしくは地域相談支援受給者証、又は特定医療費受給者証所持者	△ 3の健康管理 手当を受給 している方 以外
車いす利用者 専用住宅	車いすを利用している方で、 身体障害者手帳が下肢・体幹の障害で1～4級の方、又は 戦傷病者手帳が下肢・体幹の障害で特別項症～第3項症の方	△「★単身の み」に申込み できます

(注) 一般住宅は、障害者用にバリアフリー化された住宅ではありません。間取りや仕様（住宅の階数、玄関、浴室などの設備）は、一般の市営住宅と同様です。

※ 15歳に達した後、最初の3月31日を過ぎていれば、単身の方でも申込み可能です。未成年が申込みの場合、契約時に親権者を保証人等に指定する必要があります。なお、今回の募集から、一般住宅の「単身のみ」区分は廃止されました。

なお、次のような場合は申込みできません。

申込みができない場合		注意事項
1	夫婦を分割した世帯	申込時現在離婚調停中又は裁判中の方及びDV被害者と認定された方は申込みできません。
2	親族以外で構成された世帯	内縁関係、令和9年1月4日までに婚姻予定の婚約者及びファミリーシップ宣誓者とは申込みできません（上記2参照）。
3	兄弟姉妹だけで構成された世帯	入居希望者全員が福祉向住宅の単身入居要件を満たしている場合や、両親死亡等の場合は申込みできます。
4	不自然な寄り合い世帯、不自然に分割した世帯（※）	婚姻している兄弟姉妹が夫婦で障害者世帯と入居する場合や、税法上の扶養関係のある場合は申込みできます。

（※）例えば、祖父母と扶養関係にない孫での申し込みや、おじ、おばと扶養関係にない甥、姪での申込みなどはできません。

3. 現在、何らかの理由で住宅に困っていること。

申込みができない場合	注意事項
入居予定家族の中に自分名義の住宅をお持ちの方がいる場合	売却や差押え等により現在の持ち家を処分する場合を除く。(不動産の売買契約書・競売開始を証明するもの等を書類審査時に提出できること。) (令和9年1月4日までに処分できない場合は辞退として取扱います。)

4. 公営住宅法等に定める収入基準に適合する方であること。

(15～23ページの「収入基準」をよく読んでください。)

5. 申込者本人及び同居する親族又は同居予定の親族に市営住宅等の家賃等を滞納している方がいないこと。

※ その滞納となっている家賃等が完納されるまで住宅のあっせんはいたしません。

6. 申込者本人及び同居する親族又は同居予定の親族が暴力団員でないこと。

※ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないことを誓約していただきます。また、暴力団員であるか否かについて、必要な場合に愛知県警察本部に照会されることに同意していただきます。

7. 申込者本人及び同居する親族または同居予定の親族に、過去3年以内に市営住宅等から、明渡請求を受けて退去した方がいないこと。 ※迷惑行為により明渡請求を受けた方については10年(単身入居理由に該当する方については5年)以内。

○ 申込方法

障害者世帯の申込方法は以下のとおりです。

1. 申込みについて

- ① 申込先は以下のとおりです。市営住宅入居申込書に、必要事項を記載して、それぞれ住所地の(市外居住者は勤務地を管轄する)申込先へ申し込んでください。

対象者	申込先
障害者世帯(ハンセン病療養所入所者等を除く)	区役所保健福祉センター福祉部福祉課又は支所区民福祉課
ハンセン病療養所入所者等	市役所健康福祉局健康部感染症対策課

- ② 申込方法には、申込書を直接窓口へ提出する方法、申込書を郵送する方法、電子申請する方法があります。区役所・支所の住所及び連絡先は、77ページをご覧ください。
- ③ 希望住宅の決定にあたっては、募集住宅一覧表のページで、住宅のもよりの交通機関、棟数、階数、間取り等を確認の上で決めてください。
- ④ 申込後の記載内容の変更、訂正はできません。記載内容をよくお確かめの上、お申込みください。
- ⑤ 収入等、入居資格については、申込時点と資格審査・入居時でわかる場合には内容により失格となる場合があります。お申し込みの際は十分注意してください。
- ⑥ 申込の年齢は、令和8年6月12日現在の満年齢で計算します。例えば、昭和41年6月13日生まれの方は60歳、昭和41年6月14日生まれの方は59歳です。

2. 市営住宅入居申込書について

- ① 申込時に添付書類は必要ありません。必要事項を記入し、書きもれがないように注意してください。
- ② 必ず自宅あるいは連絡先の電話番号（日中連絡が取れる番号）を記入してください。
- ③ 収入のある方は、収入関係記入欄（年間金額）を、16～19ページを参照しながら必ず記入してください。

3. 郵送申込みについて

- ① 住所地又は勤務地（市外居住者のみ）を所管するそれぞれの申込先へ、市営住宅入居申込書を郵送してください。
- ② 申込書投函後の記載内容の変更、訂正はできません。記載内容をよくお確かめの上投函してください。
- ③ **記載内容に不備がある場合は受付せずに申込書を返送いたします。**その後一定期間内の再受付期間を設けていますので、再受付を希望される場合は内容を訂正の上、それぞれの申込先まで直接ご持参ください。おいでになれない場合は必ずご連絡ください。
なお③の場合で、連絡なくおいでにならない場合は申込みを辞退したものと取り扱います。
- ④ 令和8年6月12日(金)の消印まで有効です。投函時刻によっては翌日の消印になる場合がありますので注意してください。



<二次元コード>
障害者区分
電子申請フォーム

4. 電子申請について

二次元コード又は以下のURL にアクセスし、電子申請システムよりお申し込みください。

<URL>

<https://tzk.graffer.jp/city-nagoya/smart-apply/apply-procedure-alias/2026-01syogai>

- ① 申込後の記載内容の変更、訂正はできません。記載内容をよくお確かめの上、お申し込みください。
- ② 本人確認のため、手帳等の画像データをアップロードしていただきます。
- ③ **記載内容に不備がある場合は電話またはメールにより確認をさせていただきます。**一定期間の「再受付期間」を設けていますので、再受付を希望する場合はご回答ください（内容によっては再受付できません）。
なお、③の場合で再受付期間中にご回答をいただけない場合は、申込みを辞退したものと取り扱います。
- ④ 申請フォームの入力中に申込有効期限を過ぎた場合、申請手続きが完了されませんのでご注意ください。

5. 複数区分への申込みについて

- ① 申込みは、ひとり親区分、障害者区分、高齢者区分それぞれの区分につき1世帯1戸に限ります。(複数区分の要件に該当する場合はそれぞれに申込みができます。)
- ② 同一の区分において、同一人が複数の申込をされた場合(申込者・同居人を問いません)、不自然に分割又は組み合わせた世帯で2通以上申し込んだ場合等はそのすべてが無効になります。
- ③ 申込書は各世帯区分につき、1通ずつ記入してください。電子申請の場合は、各世帯区分のフォームより申請を行ってください。
- ④ 【窓口申請・郵送申込の場合】申込書の申し込む区分に必ず○をつけてください。福祉向住宅の2以上の区分で申し込む場合は、申込書下部の備考欄に、申込みをした他の区分を記載してください。

6. 緊急連絡先の届出について

緊急連絡先となる方1名の届出をお願いします。

- できるだけ親族の方で、名古屋市内又は名古屋市近郊に居住している方に依頼してください。
- 緊急連絡先となった方には、入居者の方が病気や事故、長期不在等により連絡が取れなくなった場合にご連絡させていただきます。

《東日本大震災において被災された方へ》

「福島復興再生特別措置法」又は「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律(子ども・被災者支援法)」の対象となる方は、入居資格の一部が緩和される場合があります。詳しくは、申込先にお問い合わせください。

4 高齢者世帯の申込資格と申込方法

高齢者世帯向には、一般空家住宅、高齢者専用住宅、親子同居世帯向住宅、親子隣居世帯向住宅があり、住宅ごとに申込要件があります。（1世帯が複数の住宅に申し込むことはできません）

【一般空家住宅・高齢者専用住宅】

- ・ 一般空家住宅は、間取りや仕様（住宅の階数、玄関、浴室などの設備）は一般の市営住宅と同様です。
- ・ 高齢者専用住宅は、原則1、2階にあり、手すりの設置、引き戸、床段差の緩和など、高齢者向け仕様のある住宅です（仕様は住宅によって異なります）。

○申込資格

以下の1～8の要件すべてに該当することが必要です。

1. 申込者本人が65歳以上（昭和36年6月13日以前に生まれた方）であること。
※ただし、経過措置として昭和40年11月18日以前に生まれた方は申込可能です。
2. 申込者本人の住所地又は勤務地が名古屋市内にあること。
3. 申込者本人と、**次のいずれかに該当する民法上の親族及びファミリーシップ宣誓者**のみからなる世帯であること。
※名古屋市又は愛知県ファミリーシップ制度の宣誓をされた方と申し込む場合は、契約前に令和8年6月12日時点までの日付が記載されたファミリーシップ宣誓書記載内容等証明書の提出が必要です。
 - ア 配偶者（内縁関係、令和9年1月4日までに婚姻予定の婚約者及び令和8年6月12日時点までのファミリーシップ宣誓者を含む）
 - ※ 内縁関係の場合は、住民票に「未届の夫・妻」と記載されており、それぞれの戸籍上の配偶者のないことが戸籍謄本で確認できることが必要です。
（住民票上の続柄が、「同居人」の場合は、未届の夫・妻とはみなしません。）
 - ※ 婚約者と申し込む場合は、契約前に婚姻届受理証明等の公的証明書の提出が必要です。
 - イ 18歳未満の児童
 - ウ 身体障害者手帳所持者で、その障害程度が1～4級の方
 - エ 愛護手帳所持者、療育手帳所持者
 - オ 精神障害者保健福祉手帳所持者
 - カ 被爆者健康手帳所持者で、厚生労働大臣の認定を受けた方もしくは健康管理手当を受給している方
 - キ 56歳以上の方
 - ク ハンセン病療養所入所者等
 - ケ 障害種別欄に難病の記載のある障害福祉サービス受給者証もしくは地域相談支援受給者証、又は特定医療費受給者証所持者

なお、次のような場合は申込みできません。

申込みができない場合		注意事項
1	夫婦を分割した世帯	申込時現在離婚調停中又は裁判中の方及びDV被害者と認定された方は申込みできません。
2	親族以外で構成された世帯	内縁関係、令和9年1月4日までに婚姻予定の婚約者及びファミリーシップ宣誓者とは申込みできません（上記3.ア参照）。
3	不自然な寄り合い世帯、不自然に分割した世帯（※）	税法上の扶養関係のある場合は申込みできます。

（※）例えば、祖父母と扶養関係にない孫での申し込みや、おじ、おばと扶養関係にない甥、姪での申し込みなどはできません。

4. 現在、何らかの理由で住宅に困っていること。

申込みができない場合	注意事項
入居予定家族の中に自分名義の住宅をお持ちの方がいる場合	売却や差押え等により現在の持ち家を処分する場合を除く。 (不動産の売買契約書・競売開始を証明するもの等を書類審査時に提出できること。) (令和9年1月4日までに処分できない場合は辞退として取り扱います。)

5. 公営住宅法等に定める収入基準に適合すること。(15～23ページの「収入基準」をお読みください。)

6. 申込者本人及び同居する親族又は同居予定の親族に市営住宅等の家賃等を滞納している方がいないこと。

※ その滞納となっている家賃等が完納されるまで住宅のあっせんはいたしません。

7. 申込者本人及び同居する親族又は同居予定の親族が暴力団員でないこと。

※ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないことを誓約していただきます。また、暴力団員であるか否かについて、必要な場合に愛知県警察本部に照会されることに同意していただきます。

8. 申込者本人及び同居する親族または同居予定の親族に、過去3年以内に市営住宅等から、明渡請求を受けて退去した方がいないこと。 ※迷惑行為により明渡請求を受けた方については10年(単身入居理由に該当する方については5年)以内。

【親子同居世帯向住宅・親子隣居住宅】

- 親子同居世帯向住宅は、親世帯と子世帯が、広い間取りで造られた一つの住宅に同居していただくものです。
- 親子隣居住宅は、親世帯と子世帯が隣り合わせの住宅に住んでいただくものです。

○申込資格

1. 対象となる親世帯、子世帯とは、次の要件を満たす世帯です。

① 親世帯とは次のいずれかの世帯です。

ア 65歳以上の方(昭和40年11月18日以前に生まれた方を含む)の単身世帯

イ 【一般空家住宅・高齢者専用住宅】の申込資格の3と同じ世帯

② 子世帯とは同居する親族又は同居予定の親族(①の親世帯の世帯員は除く)がいる世帯です。

なお、次のような場合は申し込みできません。

申込ができない場合		注意事項
1	子世帯が単身世帯	親世帯の世帯員は、子世帯の同居親族とみなしません。 例) 65歳以上の夫と、妻、子ども1人の場合。親夫婦が親世帯、子ども1人が子世帯となり、申し込みできません。
2	親世帯と孫世帯	ただし、親世帯と孫世帯に税法上の扶養関係がある場合は申し込みできます。
3	子世帯が兄弟姉妹だけで構成された世帯	孫世帯で、両親死亡等を戸籍上証明できる場合は申し込みできます。(全員が未成年又は学生の場合は申し込みできません。)

2. 【一般空家住宅・高齢者専用住宅】の申込資格1、2、4～8を満たしていること。

○申込方法

高齢者世帯の申込方法は以下のとおりです。

1. 申込みについて

- ① 入居申込書に必要事項を記載して、住所地の（市外居住者は勤務地を管轄する）区役所の保健福祉センター福祉部福祉課（支所管内にお住まいの方は支所の区民福祉課）へ直接窓口提出する方法、区役所の保健福祉センター福祉部福祉課（支所管内にお住まいの方は支所の区民福祉課）へ郵送する方法、電子申請する方法があります。区役所・支所の住所及び連絡先は77ページをご覧ください。
- ② 入居申込書は、1世帯につき1通記入してください。
親子同居世帯向住宅の場合、申込者は親世帯の65歳以上の方とし、親世帯、子世帯合わせて1通の入居申込書にご記入ください。
親子隣居住宅の場合は、入居申込書は親世帯・子世帯それぞれ1通記入してください。
- ③ 希望住宅の決定にあたっては、募集住宅一覧表のページで、住宅のもよりの交通機関、棟数、階数、間取り等を確認の上で決めてください。
- ④ 収入等、入居資格については、申込時点と資格審査・入居時で変わる場合には内容により失格となる場合があります。お申し込みの際は十分注意してください。
- ⑤ 申込みの年齢は、令和8年6月12日現在の満年齢で計算します。例えば、昭和36年6月13日生まれの方は65歳、昭和36年6月14日生まれの方は64歳です。

2. 市営住宅入居申込書について

- ① 申込時に添付書類は必要ありません。必要事項を記入し、書きもれがないように注意してください。
- ② 必ず自宅あるいは連絡先の電話番号（日中連絡が取れる番号）を記入してください。
- ③ 収入のある方は、「収入関係記入欄（年間金額）」を、16～19ページを参照しながら必ず記入してください。

3. 郵送申込みについて

- ① 申込書投函後の記載内容の変更、訂正はできません。記載内容をよくお確かめの上投函してください。
- ② **記載内容に不備がある場合は受付せずに申込書を返送いたします。**その後一定期間内の再受付期間を設けていますので、再受付を希望される場合は内容を訂正の上、区役所の保健福祉センター福祉部福祉課（支所管内にお住まいの方は支所の区民福祉課）まで直接ご持参ください。おいでにならない場合は必ずご連絡ください。
なお②の場合で、連絡なくおいでにならない場合は申込みを辞退したものと取り扱います。
- ③ 令和8年6月12日(金)の消印まで有効です。投函時刻によっては翌日の消印になる場合がありますので注意してください。



<二次元コード>
高齢者区分
電子申請フォーム

4. 電子申請について

二次元コード又は以下のURLにアクセスし、電子申請システムよりお申し込みください。

<URL>

<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya/smart-apply/apply-procedure-alias/2026-01kourei>

- ① 申込後の記載内容の変更、訂正はできません。記載内容をよくお確かめの上、お申込みください。
- ② 記載内容に不備がある場合は電話またはメールにより確認をさせていただきます。一定期間の再受付期間を設けていますので、再受付を希望する場合はご回答ください(内容によっては再受付できません)。なお、②の場合で再受付期間中にご回答をいただけない場合は、申込みを辞退したものと取り扱います。
- ③ 申請フォームの入力中に申込有効期限を過ぎた場合、申請手続きが完了されませんのでご注意ください。

5. 複数区分への申込みについて

- ① 申込みは、ひとり親区分、障害者区分、高齢者区分それぞれの区分につき1世帯1戸に限ります。(複数区分の要件に該当する場合はそれぞれに申込みができます。)
- ② 同一の区分において、同一人が複数の申込をされた場合(申込者・同居人を問いません)、不自然に分割又は組み合わせた世帯で2通以上申し込んだ場合等はそのすべてが無効になります。
- ③ 申込書は各世帯区分につき、1通ずつ記入してください。電子申請の場合は、各世帯区分のフォームより申請を行ってください。
- ④ 【窓口申請・郵送申込の場合】申込書の申し込む区分に必ず○をつけてください。福祉向住宅の2以上の区分で申し込む場合は、申込書下部の備考欄に、申込みをした他の区分を記載してください。

6. 緊急連絡先の届出について

緊急連絡先となる方1名の届出をお願いします。

- できるだけ親族の方で、名古屋市内又は名古屋市近郊に居住している方に依頼してください。
- 緊急連絡先となった方には、入居者の方が病気や事故、長期不在等により連絡が取れなくなった場合にご連絡させていただきます。

《東日本大震災において被災された方へ》

「福島復興再生特別措置法」又は「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律(子ども・被災者支援法)」の対象となる方は、入居資格の一部が緩和される場合があります。詳しくは、区役所保健福祉センター福祉部福祉課、支所区民福祉課にお問い合わせください。

5 申込書記入例

※電子申請の場合も同様の内容を入力します。

(表 面)

申込区分の該当する世帯を ○ で囲んでください。
 障害者、高齢者の場合は、お申込みされる住宅の種類も ○ で囲んでください。

市営住宅入居申込書										
(あて先) 名古屋市市長 〒(460-0008)					令和8年6月10日					
(申込者) 現住所 名古屋市中区栄一丁目〇-〇 山田荘〇〇号										
フリガナ ナゴヤ ナツコ					目宅(052-241-0000)					
氏名 名古屋 夏子					連絡先(052-972-0000)					
勤務先 名称 名古屋商会株式会社										
所在地 名古屋市中区三の丸三丁目〇-〇					(052-972-0000)					
下記のとおり市営住宅への入居の申込みをします。申込みの内容が事実と相違するときは、申込みを無効とされても異議を申しません。 なお、入居を希望する世帯員が暴力団員でないことを誓約します。また、名古屋市営住宅条例の規定により、暴力団員であるかについて、愛知県警察本部長に意見を聴くことに同意し、その結果、入居後に暴力団員であることが判明したときは速やかに当該市営住宅を明け渡すことを誓約します。										
申込住宅 (住宅名を記入し、区分に○を付けてください。)		区分		ひとり親 障害者(一般・車いす) 高齢者(一般・専用・親子同居・親子介護)						
公営		空家新築		〇〇 荘 〇 棟 室 号						
入居を希望する世帯員 続柄 フリガナ 氏名 生年月日 性別 年齢 職業 就業又は事業開始年 収入関係記入欄(年間金額) 申込者と別居中の方はその住所(市区町村)										
1	申込者本人	ナゴヤ ナツコ 名古屋 夏子	〇	19	37	会社員	19	給与収入 3,710,582	年間所得	
2	子	ハルオ 春男	〇	23	15	中学生		年間所得		
3	子	アキコ 秋子	〇	3	5	保育園		年間所得		
4								年間所得		
5								年間所得		
6								年間所得		
	父	ハイセイ フユオ 平成 冬夫	〇	32	68	無職		年間所得		
区分 該当者氏名 内 容 確 認 ひとり親 支給開始月 年 月 手当番号 精神障害者 精神障害者保健福祉手帳 級 手帳番号 身体障害者 名古屋 夏子 視 聴 音 肢 内 2 級 受給者証番号 知的障害者 愛護手帳、療育手帳 度 受付印 (申込資格確認印) 戦傷病者 第 級 原爆被爆者 手帳番号 認定証 健康管理手帳証書 号 郵送(消印日付) 收受日() 内容不備 連絡日() ハンセン病療養所入所者等 入所施設名 難病等障害者 障害福祉サービス受給者証 地域相談支援受給者証 特定医療費受給者証 備考 (他の区分にも申込みをした場合は、その区分に○をつけてください。) ひとり親世帯 障害者世帯 高齢者世帯 受付区・支所名										

高齢者向(親子同居)にお申込みの場合は、親世帯の65歳以上の方を申込者にしてください。

連絡先が自宅以外の場合に記入してください。

募集住宅一覧表の住宅名欄にA~Cの別が記載されている場合は、その記号を記入してください。

記入方法は、15~19ページをご覧ください。
 年金収入は、計算の対象となる老齢基礎年金、退職共済年金等の額をご記入ください。

年金収入を記入された場合は、この欄に年金の種類を記入してください。

職業欄は必ず記入し、無職の場合は無職と記入してください。

学生でもアルバイトをしている場合は、アルバイトと記入し、就業開始年月と給与収入額も記入してください。

ひとり親手当受給中の方や身体障害者手帳、愛護手帳等の所持者は、該当者氏名とその程度などを記入してください。

(裏 面)

他の申込区分の住宅にもお申込みをされた場合は、その区分に○をつけてください。

現在あなたが住んでいるところ	住宅に困っている理由(複数回答可)
1. 持家 2. 一戸建借家 3. 長屋借家 4. ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ 5. 中高層民間アパート 6. 都市再生機構(UR)・公社賃貸住宅 7. 市営・県営住宅	1. 住宅以外の建物又は場所に居住している 2. 危険又は衛生上有害な所に居住している 3. ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ 4. 通勤、通院等に不便である 5. 家賃が過大である 6. 正当な立退要求を受けている 7. 婚約中だが住宅がないため困っている 8. 離婚により新たに住宅が必要である 9. 現在間借中で独立した住宅に住みたい 10. その他 { }
8. 親族(持家)と同居 9. 親族(借家)と同居 10. 寮 11. 社宅・官舎 12. 間借 13. その他 { }	現在の同居人数 3人(申込人を含む) 20歳以上の子に関する税法上の扶養関係の有無(ひとり親家庭等手当区分該当者のみ) 子の氏名 () 税法上の扶養関係 有・無

6 収入基準

1. 収入とは

申込者及び同居親族（同居予定者を含む）のうち、**収入のある方全員の所得金額の合計により、申込資格の有無を判定します。**公営住宅に入居できるのは、所得月額が 158,000 円（一部の方（※裁量階層）は、214,000 円）以下の方です。改良住宅に入居できるのは、所得月額が 114,000 円（一部の方（※裁量階層）は 139,000 円）以下の方です。※裁量階層世帯については、23ページをご覧ください。

(1) 収入計算の対象となる収入は、所得税法上課税の対象となる収入のうち継続的な収入をいいます。

- ① 給与所得……………給与・賃金・賞与・残業手当・専従者給与など
- ② 給与所得以外の所得……………事業所得・配当所得・不動産所得など
- ③ 公的年金等……………下表参照

年金の種類	計算の対象となるもの	計算の対象とならないもの
国民年金法による年金	老齢基礎年金、通算老齢年金	障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、老齢福祉年金
厚生年金保険法による年金	老齢厚生年金、通算老齢年金	障害厚生年金、遺族厚生年金
国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、公共企業体職員等共済組合法、私立学校教職員共済組合法、農林漁業団体職員共済組合法による年金	退職共済年金、減額退職年金、通算退職年金	障害共済年金、遺族共済年金

●上の表のほかにも「課税対象となる」公的年金等は、「収入計算の対象」となります。

(2) 収入計算から除外される収入は、生活保護の扶助料・雇用保険金・傷病手当金・労災保険金・休業補償金・遺族年金をはじめとする一部年金・仕送り・給与所得者の一定額までの通勤手当などの課税されない収入等です。

(3) 収入計算の対象となる年間収入等

給与所得者の 給与収入金額	令和7年1月1日以前から現在まで、同一の職場に引き続き勤務している方	令和7年1月～12月の年間給与収入金額
	令和7年1月2日以後に現在の職場に就職し、採用の翌月から令和8年5月末までで12か月以上たっている方	就職した月の翌月から12か月分の給与収入金額 (残業手当 賞与等を含む)
	令和7年1月2日以後に現在の職場に就職し、採用の翌月から令和8年5月末までで12か月未満の方	(採用翌月から令和8年5月までの) 給与収入金額(残業手当等を含む) - 賞与 × 12か月分 + 賞与 就職月数(採用の翌月～令和8年5月) = 年間給与収入金額(推定) (賞与の予定分は含みません)
事業所得者等の 事業所得金額等	令和7年1月1日以前から現在まで、同じ事業等を引き続き営業している方	令和7年1月～12月の事業所得金額等 (令和7年分の所得税の確定申告書控の所得金額、市、県民税の課税の基礎となった総所得金額で確認)
	令和7年1月2日以後に現在の事業等を開業し、開業の翌月から令和8年5月末までで12か月以上たっている方	開業等をした月の翌月から12か月分の事業所得金額等 (所得金額=収入金額-必要経費)
	令和7年1月2日以後に現在の事業等を開業し、開業の翌月から令和8年5月末までで12か月未満の方	(採用翌月から令和8年5月までの) 事業等で得た所得(収入金額-必要経費) × 12か月分 就業月数(開業の翌月～令和8年5月) = 事業所得金額等(推定)

※申込み時点で就職していない場合や事業を廃業している場合は、収入計算から除外されることがありますので、ご相談ください。

(2) 《事業所得者等（主に自営業者）の場合》

(ア) 令和7年1月1日以前から現在まで事業が変わらない方

○令和7年分の確定申告控を使う場合

(令和8年2月～3月に税務署に提出した書類です。)

所得金額	事業	営業等	①															
		農業	②															
		不動産	③															
		利子	④															
		配当	⑤															
		給与	⑥															
		雑	⑦															
		総合譲渡・一時 + {(+) × 1/2}	⑧															
		合計	⑨															

収入関係記入欄(年間金額)	
給与・年金の場合	自営業の場合
給与収入 円	年間所得
年金収入 円	
年金の種類	円

ここに数字を記入します。

(イ) 令和7年1月2日以降に現在の事業を始めた方

まず収支金額を記入します。

	総売上	総経費	総所得
年 月分			
年 月分			
年 月分			
年 月分			
年 月分			
年 月分			
年 月分			
年 月分			
年 月分			
年 月分			
年 月分			
年 月分			
年 月分			
か月分	A	B	C

(ご自分の場合を計算してみてください。)

開業の翌月分（1日開業でも翌月分）から**令和8年5月分**まで記入します。（19ページの収入計算例を参考にしてください。）

①その金額が12か月分以上の場合は、開業の翌月から12か月分（C欄の数字）

②その金額が12か月分に満たない場合

この計算式で推定の12か月分を算出してください。

$$\frac{\text{(C欄)の金額}}{\text{事業月数}} \times 12 = \text{推定12か月分の所得}$$

(開業の翌月～申込みの前月)

③なお、令和8年5月以降から現在の事業を始めた方は、**1か月分の(総売上-総経費)×12で算出してください。**

収入関係記入欄(年間金額)	
給与・年金の場合	自営業の場合
給与収入 円	年間所得
年金収入 円	
年金の種類	円

ここに数字を記入します。

(3) 《年金受給者の場合》 年金の他に給与又は事業所得がある方は収入関係記入欄に各々ご記入ください。

(ア) 令和7年1月1日以前から年金を受けている方

- ①令和7年分の公的年金等の源泉徴収票を使う場合 → P16(1)(ア)に準ずる
- ②最新の年金改定通知書を使う場合
- ③年金支払通知書を使う場合

収入関係記入欄(年間金額)	
給与・年金の場合	自営業の場合
給与収入 円	年間所得 円
年金収入 円	
年金の種類	

合算のうえ
ご記入ください。

ここに数字と年金の種類を記入します。

1 回分の支払額ですので
6 倍した金額をご記入ください。

(イ) 令和7年1月2日以降に年金を受け始めた方

	年金種類A	年金種類B	年金受給総額
年 月分			
年 月分			
年 月分			
年 月分			
年 月分			
年 月分			
年 月分			
年 月分			
年 月分			
年 月分			
年 月分			
年 月分			
年 月分			
回分	A	B	C

(ご自分の場合を計算してみてください。)

※障害年金等計算の対象とならない年金もありますので
15ページ上表を参照してください。

まず受給年金額を記入します。

受給開始の翌月分(1日受給開始でも翌月分)から**令和8年5月分**まで記入します。(19ページの収入計算例を参考にしてください。)

- ①その金額が12か月分以上の場合は、受給開始の翌月から12か月分(C欄の数字)
- ②その金額が12か月分に満たない場合
この計算式で推定の12か月分を算出してください。

$$\frac{\text{(C欄)の金額}}{\text{受給月数}} \times \text{年間受給月数} = \text{推定12か月分の収入}$$

(受給開始の翌月～申込みの前月)

③なお、令和8年5月以降から受給開始になった方は、1回分の支給額×6回で算出してください。

収入関係記入欄(年間金額)	
給与・年金の場合	自営業の場合
給与収入 円	年間所得 円
年金収入 円	
年金の種類	

ここに数字と年金の種類を記入します。

(収入計算例)

(1)(イ) 給与所得者（主にサラリーマン）
採用が令和7年9月1日の場合

	給与・手当	賞与	合計
(令和7年9月1日採用なので令和7年10月分から記入)			
7年10月分	100,000		100,000
7年11月分	250,000		250,000
7年12月分	250,000		250,000
8年1月分	200,000	400,000	600,000
8年2月分	200,000		200,000
8年3月分	200,000		200,000
8年4月分	200,000		200,000
8年5月分	250,000		250,000
(令和8年6月募集なので令和8年5月分まで記入)			
8か月分	A 1,650,000	B 400,000	C 2,050,000

計算式に入れると

$$\frac{A}{8\text{か月分}} \times 12 + B = 2,875,000\text{円}$$

〈ここに注意〉

12か月に満たない数字（ここではC欄の金額）
で記入することのないように、注意してください。

収入関係記入欄(年間金額)	
給与・年金の場合	自営業の場合
給与収入 2,875,000 円	年間所得
年金収入 円	
年金の種類	円

(2)(イ) 事業所得者等（主に自営業者）
開業が令和7年9月1日の場合

	総売上	総経費	総所得
(令和7年9月1日開業なので令和7年10月分から記入)			
7年10月分	550,000	280,000	270,000
7年11月分	500,000	290,000	210,000
7年12月分	540,000	300,000	240,000
8年1月分	450,000	250,000	200,000
8年2月分	390,000	150,000	240,000
8年3月分	520,000	260,000	260,000
8年4月分	480,000	220,000	260,000
8年5月分	620,000	380,000	240,000
(令和8年6月募集なので令和8年5月分まで記入)			
8か月分	A 4,050,000	B 2,130,000	C 1,920,000

計算式に入れると

$$\frac{C}{8\text{か月分}} \times 12 = 2,880,000\text{円}$$

〈ここに注意〉

12か月に満たない数字（ここではC欄の金額）
で記入することのないように、注意してください。

収入関係記入欄(年間金額)	
給与・年金の場合	自営業の場合
給与収入 円	年間所得
年金収入 円	2,880,000 円
年金の種類	

(3)(イ) 年金受給者
受給開始が令和7年9月1日の場合

	年金種類A	年金種類B	年金受給総額
(令和7年9月1日受給なので令和7年10月分から記入)			
7年10月分	70,000	210,000	280,000
7年11月分	支給されない月		
7年12月分	70,000	210,000	280,000
8年1月分	支給されない月		
8年2月分	70,000	210,000	280,000
8年3月分	支給されない月		
8年4月分	70,000	210,000	280,000
8年5月分	支給されない月		
(令和8年6月募集なので令和8年5月分まで記入)			
4回分	A 280,000	B 840,000	C 1,120,000

計算式に入れると

$$\frac{C}{4\text{回分}} \times 6\text{回分} = 1,680,000\text{円}$$

〈ここに注意〉

12か月に満たない数字（ここではC欄の金額）
で記入することのないように、注意してください。

収入関係記入欄(年間金額)	
給与・年金の場合	自営業の場合
給与収入 円	年間所得
年金収入 1,680,000 円	
年金の種類 老齢基礎年金	円

3. 収入基準の確認……前ページで計算した収入が、収入基準以内なら、申込資格があります。

《収入基準早見表の使える方》

次の1と2の両方に該当する場合に限って早見表で判定ができます。それ以外の方は次ページからの計算が必要です。年金受給中の方は別途計算が必要です。

1. 申込者及び同居親族のうち、収入のある方が1人で、かつ、給与収入又は事業所得等のどちらか一つである方
2. 申込者及び同居親族のうち、次の表に該当する方がいない
(年齢はすべて令和8年6月12日現在の満年齢で計算します。)

①70歳以上の扶養親族・70歳以上の同一生計配偶者
②16歳以上23歳未満の扶養親族
③特別障害者（身体障害者手帳1・2級、愛護手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級など）
④障害者（身体障害者手帳3～6級、愛護手帳3・4度、精神障害者保健福祉手帳2・3級など）
⑤寡婦控除を受けている方
⑥ひとり親控除を受けている方
⑦市営住宅に入居しないが、所得税法上扶養している親族

●給与収入金額で見る収入基準早見表（給与所得者の場合） （単位：円）

同居・扶養人数			なし (単身者)	1人 (2人家族)	2人 (3人家族)	3人 (4人家族)	4人 (5人家族)	5人 (6人家族)
公営住宅	※裁量階層	上限 ∩	3,887,999 ∩	4,363,999 ∩	4,835,999 ∩	5,311,999 ∩	5,787,999 ∩	6,263,999 ∩
	※原則階層	上限 ∩ 下限 0	2,967,999 ∩ 0	3,511,999 ∩ 0	3,995,999 ∩ 0	4,471,999 ∩ 0	4,947,999 ∩ 0	5,423,999 ∩ 0
改良住宅	※裁量階層	上限 ∩	2,643,999 ∩	3,183,999 ∩	3,711,999 ∩	4,187,999 ∩	4,663,999 ∩	5,135,999 ∩
	※原則階層	上限 ∩ 下限 0	2,211,999 ∩ 0	2,755,999 ∩ 0	3,299,999 ∩ 0	3,811,999 ∩ 0	4,287,999 ∩ 0	4,763,999 ∩ 0

●事業所得金額等で見る収入基準早見表（自営業者の場合） （単位：円）

同居・扶養人数			なし (単身者)	1人 (2人家族)	2人 (3人家族)	3人 (4人家族)	4人 (5人家族)	5人 (6人家族)
公営住宅	※裁量階層	上限 ∩	2,568,000 ∩	2,948,000 ∩	3,328,000 ∩	3,708,000 ∩	4,088,000 ∩	4,468,000 ∩
	※原則階層	上限 ∩ 下限 0	1,896,000 ∩ 0	2,276,000 ∩ 0	2,656,000 ∩ 0	3,036,000 ∩ 0	3,416,000 ∩ 0	3,796,000 ∩ 0
改良住宅	※裁量階層	上限 ∩	1,668,000 ∩	2,048,000 ∩	2,428,000 ∩	2,808,000 ∩	3,188,000 ∩	3,568,000 ∩
	※原則階層	上限 ∩ 下限 0	1,368,000 ∩ 0	1,748,000 ∩ 0	2,128,000 ∩ 0	2,508,000 ∩ 0	2,888,000 ∩ 0	3,268,000 ∩ 0

※原則階層と裁量階層については、23ページをご覧ください。

注意事項
●同居・扶養人数には、申込者は含まれません。例えば4人家族で他に扶養親族がない場合は、同居・扶養人数3人のところを見てください。

《収入基準早見表の使えない方》

以下の①～④の手順に従い、お申込世帯の所得月額を算出してください。

①収入を所得へ換算する

〈給与所得の場合〉

収入金額から所得金額を計算する方法（給与所得以外の所得にはこの計算式は使用できません）
※所得税法における給与所得の金額とは異なる場合があります。

給与収入金額	給与にかかる所得金額 ㉠	
751,000円未満	0円	
751,000円以上～1,900,000円未満	年間総収入金額－750,000円	
1,900,000円以上～3,600,000円未満	端数処理を します(説明 は下にあり ます)。	端数処理後の年間総収入金額×0.7－180,000円
3,600,000円以上～6,600,000円未満		端数処理後の年間総収入金額×0.8－540,000円
6,600,000円以上～8,500,000円未満	給与収入金額×0.9－1,200,000円	
8,500,000円以上	給与収入金額－2,050,000円	

※所得税法における給与所得の金額とは異なる場合があります。

【端数処理の方法】

(例) 2,831,597円の場合

① 給与収入金額を4,000で割って小数点以下を切り捨てる。→ ① $2,831,597 \div 4,000 = 707.899\cdots$

② ①で算出した数字に4,000を掛ける。 → ② $707 \times 4,000 = 2,828,000$

● 2,828,000円を端数処理後の
給与収入金額とします。

〈事業所得等の場合〉

17ページで得られた金額を年間総所得金額等としてそのまま使用します。 → ㉡

〈公的年金等の場合〉

公的年金等については、下記の表により所得金額を算出してください。

受給者の年齢	公的年金等の年間総収入金額(A)	年金にかかる所得金額 ㉢
65歳以上の方	330万円未満	年間総所得金額＝(A)－1,200,000円
	330万円以上 410万円未満	年間総所得金額＝(A)×0.75－375,000円
	410万円以上 770万円未満	年間総所得金額＝(A)×0.85－785,000円
	770万円以上 1,000万円未満	年間総所得金額＝(A)×0.95－1,555,000円
	1,000万円以上	年間総所得金額＝(A)－2,055,000円
65歳未満の方	130万円未満	年間総所得金額＝(A)－700,000円
	130万円以上 410万円未満	年間総所得金額＝(A)×0.75－375,000円
	410万円以上 770万円未満	年間総所得金額＝(A)×0.85－785,000円
	770万円以上 1,000万円未満	年間総所得金額＝(A)×0.95－1,555,000円
	1,000万円以上	年間総所得金額＝(A)－2,055,000円

※所得税法における公的年金等に係る雑所得の金額とは異なる場合があります。

(注) 65歳未満であるかどうかの判定は、申込みした年の1月1日時点の満年齢によります。

②得られた所得を合算する ㉠+㉡+㉢=㉣

- ・給与所得(㉠)、事業所得等(㉡)、公的年金等(㉢)のいずれかのみがある方は、その金額が総所得金額(㉣)となります。
- ・㉠～㉢のうち複数の所得がある方は、それらの所得を合算した金額が総所得金額(㉣)となります。
(例えば、給与と課税対象年金の両方を受けている場合や、自営業と会社勤めの両方で収入を得ている場合が該当します。)

※ ここで計算された総所得金額(㉣)は、所得税法における所得の金額とは異なる場合があります。

- ・単身世帯又は所得のある方が1人世帯は、②で得られた金額が世帯全員の総所得金額（㊦）となります。
- ・所得のある方が2人以上いる世帯は、所得のある方それぞれについて総所得金額（㊦）を計算します。所得のある方全員の㊦を合計した金額が、世帯全員の総所得金額（㊦）となります。（例えば、夫婦が共働きの場合や親子で仕事をしている場合等が該当します。）

④必要な控除をし、12で割って平均所得月額を算出し、収入基準を確認する。

同居・扶養親族数
(申込者は含まれません)

平均所得月額

$$\left[\text{㊦} \text{円} - \left(38\text{万円} \times \text{人} + \text{円} \right) \right] \div 12 = \text{円}$$

↑ 一般控除 (下表1、2参照) ↑ 特別控除 該当する方のみ (下表3～8参照)

次ページへ

用語		範 囲		控除額 (1人につき年間)	
一般 控 除	1.同居親族	申込者本人以外の配偶者又は親族で、いっしょに市営住宅に入居しようとする方		38万円	
	2.同居していない扶養親族	市営住宅に入居しないが、所得税法上の扶養親族である方(仕送りをしているだけでは、扶養親族になっていない場合が多いですから注意してください)		38万円	
特 別 控 除	3.老人扶養親族	70歳以上の扶養親族		10万円	
	4.老人配偶者	70歳以上の配偶者で、申込者と生計を一にするもののうち、合計所得金額が38万円以下の方		10万円	
	5.その他の扶養親族	16歳以上23歳未満の扶養親族(同一生計配偶者は除く)		25万円	
	6.障 害 者	申込者本人又は1、2の方で次に該当する方	特別障害者	身体障害者手帳1・2級所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者、愛護手帳1・2度所持者、戦傷病者手帳特別項症～第3項症所持者、被爆者健康手帳所持者のうち厚生労働大臣の認定患者 他	40万円
			障害者	身体障害者手帳3～6級所持者、精神障害者保健福祉手帳2・3級所持者、愛護手帳3・4度所持者、戦傷病者手帳第4項症から第4目症所持者 他	27万円
	7.寡 婦	申込者本人あるいは同居親族で所得税法上の寡婦に該当する方	27万円以上の所得がある方		27万円
27万円未満の所得がある方			その所得額		
8.ひ と り 親	申込者本人あるいは同居親族で所得税法上のひとり親に該当する方	35万円以上の所得がある方		35万円	
		35万円未満の所得がある方		その所得額	

(注1) 扶養親族でない方(収入のある方)で同居しようとする方や婚約者の方も、同居親族に含まれます。(申込者本人を除きます。)

(注2) 扶養親族、老人扶養親族、同一生計配偶者、寡婦、ひとり親はいずれも所得税法上に規定されている方です。

(注3) 年齢は令和8年6月12日現在の満年齢で計算します。

(円位未満切上げ)

公営住宅		改良住宅	
平均所得月額	申込資格	平均所得月額	申込資格
0円 ～158,000円	申込資格あり	0円 ～114,000円	申込資格あり
158,001円 ～214,000円	裁量階層世帯のみ 申込資格あり(注)	114,001円 ～139,000円	裁量階層世帯のみ 申込資格あり(注)
214,001円以上	申込資格なし	139,001円以上	申込資格なし

(注) 裁量階層世帯とは、次の(1)～(10)のいずれかにあてはまる世帯です。

- (1) 同居親族のなかに、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童がいる世帯。
- (2) 申込者本人が60歳以上であり、同居親族がいる場合は、いずれもが60歳以上又は18歳未満の方からなる世帯。
- (3) 申込者本人又は同居親族のなかに、身体障害者(身体障害者手帳1級～4級)の方がいる世帯。
- (4) 申込者本人又は同居親族のなかに、精神障害者(精神障害者保健福祉手帳1級又は2級)の方がいる世帯。
- (5) 申込者本人又は同居親族のなかに、知的障害者(愛護手帳1度～3度、療育手帳A～B)の方がいる世帯。
- (6) 申込者本人又は同居親族のなかに、難病により、障害福祉サービス、地域相談支援、特定医療費のいずれかの受給者証の交付を受けている方がいる世帯。
- (7) 申込者本人又は同居親族のなかに、戦傷病者(戦傷病者手帳特別項症～第6項症、第1款症)の方がいる世帯。
- (8) 申込者本人又は同居親族のなかに、原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯。
- (9) 申込者本人又は同居親族のなかに、海外からの引揚者で引揚後5年を経過していない方がいる世帯。
- (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条の規定による、ハンセン病療養所入所者等の方がいる世帯。

(申込資格のある方は)

所得月額により、申込住宅の家賃が住宅ごとに6つの区分に分かれます。

(家賃については次のページをご覧ください。)

(円位未満切上げ)

公 営 住 宅		
平均所得月額	家賃区分	
0円～104,000円	①	
104,001円～123,000円	②	
123,001円～139,000円	③	
139,001円～158,000円	④	
裁量 階層	158,001円～186,000円	⑤
	186,001円～214,000円	⑥

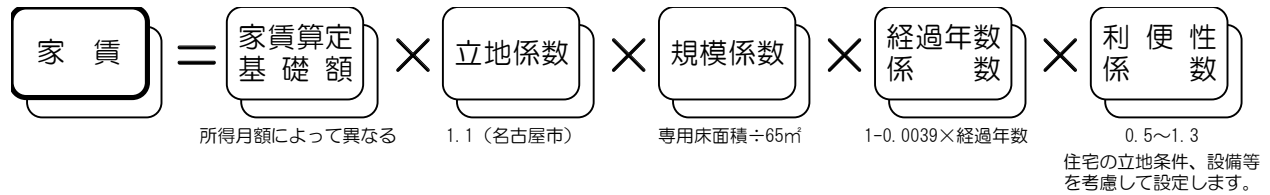
(円位未満切上げ)

改 良 住 宅		
平均所得月額	家賃区分	
0円～104,000円	A	
104,001円～114,000円	B	
裁量 階層	114,001円～123,000円	C
	123,001円～139,000円	D

7 家賃制度について

入居者の収入や住宅規模、立地条件、築年数などに応じて、毎年度きめ細やかな家賃を設定します。

〈制度による家賃計算式〉



今回入居決定された方については、入居資格審査の書類を基にして家賃を決定いたしますが、翌年からの家賃については、毎年度の収入申告に基づき家賃が決定されますので、収入申告を求められた場合、必ず期限までに提出してください（毎年6月）。収入申告書を提出されない場合は近傍同種の家賃（民間賃貸住宅なみの家賃）になりますのでご注意ください。

8 敷金について

敷金は家賃3か月分で、契約前にお振込みいただきます。

9 家賃・敷金の減額について

下表に該当する世帯については、家賃及び敷金が減額されます。

（生活保護法による住宅扶助を受けている世帯等は除きます。ただし、住宅扶助を受けている世帯であっても、敷金が支給されない場合において、下表に該当する世帯については敷金が減額されます。）

（減額する額に100円未満が生じた場合、100円未満は切り上げます。）

減額の種類	区 分	所 得 月 額	減 額 率
低所得者	所得月額が右記にあてはまる世帯	0円	30%
		1円～30,750円	20%
		30,751円～61,500円	10%
福祉1	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者（1・2級）のいる世帯 ●精神障害者保健福祉手帳1級の方がいる世帯 ●愛護手帳所持者（1・2度）のいる世帯 ●戦傷病者（特別項症、第1・2項症）のいる世帯 ●原子爆弾被爆者世帯（注1） ●寝たきりの状態にある高齢者等のいる世帯（注2） 	0円～158,000円	30%
福祉2	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者（3・4級）のいる世帯 ●精神障害者保健福祉手帳2級の方がいる世帯 ●愛護手帳所持者（3度）のいる世帯 ●戦傷病者（第3～6項症、第1款症）のいる世帯 ●65歳以上の高齢者の世帯（配偶者以外に18歳以上65歳未満の方がいる世帯は、該当しません。） ●ひとり親世帯（注3） 	0円	30%
		1円～30,750円	20%
		30,751円～158,000円	10%

（注1） 被爆者健康手帳を持ち、厚生労働大臣の認定を受けた方か、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第27条の規定により、知事の認定を受けている方のいる世帯

（注2） 65歳以上で、引き続き3か月以上寝たきりの状態又は認知症状態にある方がいる世帯

（注3） ひとり親世帯とは、所得税法上の「寡婦」にあたる方又は「ひとり親」にあたる方で、現に18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童を扶養している世帯

募集住宅一覧表の見方

あなたの世帯	申し込める住宅
ひとり親世帯	ひとり親世帯向
障害者世帯	障害者世帯向 車いす利用者専用向
高齢者世帯	高齢者世帯向（一般） 高齢者世帯向（専用） 親子同居世帯向 親子隣居世帯向

所在区	住宅名	所在地 もよりの交通機関	間取り 床面積
(北区内)			
	〇〇荘 4棟 A室	〇〇町〇番〇号 市バス 〇〇〇 約 0.2km	8・6・4. 5 DK(9) 65.61㎡
	〇〇荘 5棟	〇〇町〇丁目〇番地 市バス 〇〇〇 約 0.8km	6・6・洋(5. 5) DK(6. 5) 48.86㎡
	〇〇荘 1棟 B室	〇〇町〇丁目〇番地 地下鉄 〇〇〇 約 0.5km	6・4. 5 DK(8. 5) 41.37㎡

- ① もよりの交通機関は団地全体の情報によるため、部屋によって付近の別の交通機関が近い場合があります。
- ② () 内の数字は、その部屋の広さが何畳に相当するかを表します。畳数表示については0. 5畳単位で表示してあります。
〈例〉 6. 24畳→6畳 6. 65畳→6. 5畳
- ③ 階／階建の表示は、住宅の階数／その棟の最上階数を表します。
- ④ バルコニー向きの表示は、日照の良さを示すものではありません。
- ⑤ 桶・釜・給湯器の表示については下表を参照してください。

桶 釜（給湯器）	○ ○	風呂桶・風呂釜（給湯器）とも市で設置済です。
桶 釜（給湯器）	○ ×	風呂桶は市で設置済ですが、風呂釜（給湯器）の設置は入居者の負担となります。
桶 釜（給湯器）	×	浴室スペースはありますが、風呂桶・風呂釜（給湯器）の設置は入居者の負担となります。

階/階建 入居開始 バルコニー向き	エレベーター 桶 釜・給湯器		家賃区分(円)1 家賃区分(円)2 家賃区分(円)3	家賃区分(円)4 家賃区分(円)5 家賃区分(円)6	備考
4/4 昭和35年 南側	エレベーター 桶 釜	○ × ×	13,700 15,900 18,200	20,500 23,400 27,000	
3/12 昭和53年 東側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	20,500 23,700 27,100	30,600 34,900 40,300	注 工業地帯に隣接しており、臭気・騒音 などが予想されます。
3/4 平成元年 南側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	16,800 19,300 22,100	25,000 28,500 32,900	

- ⑥ 今回より、障害者世帯の一般住宅、高齢者世帯の高齢者一般住宅・高齢者専用住宅は、世帯人数に関わらず、申込可能です。
- ⑦ 備考欄の「注」については、その住宅についての注意事項が記載されています。
- ⑧ 募集住宅は住宅一覧1行につき、1戸です。
- ⑨ 住宅名のA、B、Cは、同じ団地の同じ棟から複数募集しているときに住居を区別するための記号です。
A、B、Cの記号も入居申込書に記載してください。
- ⑩ 犬・猫・小鳥などのペットを飼育することはできません。入居にあたっては、ペットを飼育しないことを誓約していただきます。
- ⑪ インターホンやエアコンは付属しておりません。また、設置にあたっては住宅の建設年度等により回線工事等が必要となる場合もあります。
- ⑫ 建築後相当の年数が経過している住宅が多く、一部の傷や汚れ等、修繕できない箇所があります。

ひとり親世帯向[公営・一般・空家]

所在区	住宅名	所在地 もよりの交通機関	間取り 床面積
(千種区内)			
	宮ノ腰荘 1棟	千種区宮の腰町2番 地下鉄名城線 砂田橋 約0.2km	6・6・4.5 DK(7.5) 56.62㎡
	榎木荘 A室	千種区千代田橋一丁目1番13 地下鉄名城線 茶屋ヶ坂 約0.7km	6・6・6 DK(8) 57.58㎡
	池下荘	千種区覚王山通7丁目11番地の1 地下鉄東山線 池下 約0.1km	8・6・洋(5.5) DK(7.5) 65.36㎡
	仲田荘 4棟 A室	千種区若水二丁目4番4号 基幹バス2 古出来町 約0.7km	6・洋(7)・洋(5) LDK(10.5) 64.03㎡
(東区内)			
	前浪荘 5棟 A室	東区前浪町6番 地下鉄名城線 砂田橋 約0.5km	6・6・8 DK(8.5) 65.29㎡
	筒井荘 1棟	東区筒井一丁目2番 地下鉄桜通線 車道 約0.8km	6・8・洋(5.5) LDK(12) 66.48㎡
(北区内)			
	中あじま荘 3棟	北区中味鏡三丁目517番地 市バス 中味鏡 約0.2km	8・6・6 DK(8.5) 61.44㎡
	柳原荘 2棟	北区柳原三丁目6番35号 地下鉄名城線 名城公園 約0.5km	6・洋(5.5)・洋(6) DK(8) 62.67㎡
(西区内)			
	貝田荘 2棟	西区貝田町1丁目86番地 地下鉄鶴舞線 庄内通 約0.8km	8・6・洋(5) LDK(11) 66.38㎡
	平田荘 6棟	西区中沼町235番地 市バス 平田住宅 約0.1km	6・洋(7)・洋(6)・洋(5.5) DK(7.5) 74.52㎡
	平田荘 8棟 A室	西区中沼町235番地 市バス 平田住宅 約0.1km	6・洋(7)・洋(5) LDK(10.5) 63.99㎡

階/階建 入居開始 バルコニー向き	エレベーター 桶 釜・給湯器		家賃区分(円)1 家賃区分(円)2 家賃区分(円)3	家賃区分(円)4 家賃区分(円)5 家賃区分(円)6	備考
3/11 昭和53年 東側	エレベーター 桶 釜	○ × ×	20,600 23,800 27,300	30,700 35,100 40,500	
10/14 昭和53年 西側	エレベーター 桶 釜	○ × ×	19,800 22,800 26,100	29,500 33,700 38,900	
6/12 昭和59年 東側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	28,700 33,100 37,900	42,800 48,900 56,400	
4/6 平成23年 南側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	32,400 37,400 42,800	48,300 55,100 63,600	
5/7 昭和58年 南側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	25,400 29,300 33,500	37,800 43,200 49,800	
4/4 平成14年 南側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	32,400 37,400 42,800	48,300 55,200 63,700	
6/7 平成 2年 南側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	25,400 29,300 33,500	37,800 43,200 49,800	
3/10 平成29年 南側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	32,100 37,100 42,400	47,900 54,700 63,100	
2/9 平成 8年 南側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	30,600 35,300 40,400	45,600 52,100 60,100	
2/6 平成26年 南側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	35,400 40,800 46,700	52,600 60,200 69,400	
7/12 平成22年 南側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	29,800 34,400 39,400	44,400 50,700 58,600	

ひとり親世帯向[公営・一般・空家]

所在区	住宅名	所在地 もよりの交通機関	間取り 床面積
(中村区内)			
	第二北稲葉地荘 A室	中村区稲葉地町2丁目32番地 市バス 稲葉地本通 約0.1km	6・6・8 DK(8.5) 65.29㎡
(熱田区内)			
	南熱田荘 A室	熱田区六番二丁目16番32号 地下鉄名港線 六番町 約0.6km	6・洋(6)・洋(6) DK(8) 61.83㎡
(中川区内)			
	春田荘 3棟	中川区春田二丁目32番地 JR関西線 春田 約0.1km	8・6・6 DK(8.5) 61.44㎡
	春田荘 T-3棟	中川区春田二丁目32番地 JR関西線 春田 約0.1km	8・6・6・洋(6) DK(8.5) 78.37㎡
	戸田荘 西1棟 A室	中川区戸田明正三丁目605番地 市バス 戸田荘 約0.5km	6・洋(7)・洋(5) LDK(10.5) 64.03㎡
(港区内)			
	稲永荘 2棟	港区野跡五丁目3番 あおなみ線 野跡 約0.9km	8・6・6 DK(8.5) 66.33㎡
	みなと荘 7棟	港区野跡三丁目5番 あおなみ線 野跡 約0.3km	8・6・洋(5.5) LDK(9) 66.58㎡
	南稲永荘 南棟	港区野跡一丁目3番26号 あおなみ線 野跡 約0.7km	6・洋(7)・洋(5) LDK(10.5) 63.36㎡
(南区内)			
	神松荘 1棟西	南区神松町1丁目28番地 名鉄常滑線 大同町 約0.8km	8・6・4.5・洋(6) LDK(9.5) 71.39㎡
	元塩荘 7棟	南区元塩町4丁目1番地 JR東海道本線 笠寺 約0.9km	6・6・6 DK(6.5) 59.51㎡

階/階建 入居開始 バルコニー向き	エレベーター 桶 釜・給湯器		家賃区分(円)1 家賃区分(円)2 家賃区分(円)3	家賃区分(円)4 家賃区分(円)5 家賃区分(円)6	備考
6/11 昭和56年 東側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	24,300 28,100 32,100	36,200 41,400 47,800	
14/14 令和 8年 東側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	32,600 37,600 43,000	48,500 55,400 63,900	
7/12 平成 6年 南側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ○	26,500 30,600 34,900	39,400 45,000 52,000	
2/3 平成 3年 南側	エレベーター 桶 釜	× ○ ×	32,600 37,700 43,100	48,600 55,500 64,100	
3/10 平成24年 南側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	29,900 34,500 39,500	44,500 50,900 58,700	
8/8 平成 3年 南側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ○	26,900 31,100 35,600	40,100 45,800 52,900	工場地帯に隣接しており、臭気・騒音などが予想されます。
3/14 平成13年 南東側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	28,900 33,400 38,200	43,100 49,200 56,800	工場地帯に隣接しており、臭気・騒音などが予想されます。
9/10 平成25年 南側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	29,300 33,800 38,700	43,600 49,800 57,500	工業地帯に隣接しており、臭気・騒音などが予想されます。
2/6 昭和59年 南側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	26,700 30,800 35,300	39,800 45,500 52,500	工業地帯に隣接し、24時間操業(日曜・祝日を含む)している工場があり、臭気・騒音などが予想されます。
10/10 昭和56年 南側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	21,600 25,000 28,600	32,200 36,800 42,500	

ひとり親世帯向[公営・一般・空家]

所在区	住宅名	所在地 もよりの交通機関	間取り 床面積
(南区内)			
	弥次工荘 1棟 A室	南区弥次工町4丁目74番地 JR東海道本線 笠寺 約0.5km	6・6・洋(5) LDK(12) 63.69㎡
(守山区内)			
	瀬古荘	守山区瀬古一丁目1436番地 地下鉄上飯田線 上飯田 約0.9km	6・8・洋(7) DK(8) 65.29㎡
(名東区内)			
	引山荘 2棟	名東区引山三丁目403番地 基幹バス2 引山 約0.2km	6・6・8 DK(8) 61.44㎡
(天白区内)			
	一つ山荘 南T-2棟	天白区一つ山4丁目1番地 地下鉄桜通線 相生山 約0.8km	8・6・洋(6.5) DK(8) 67.34㎡

階/階建 入居開始 バルコニー向き	エレベーター 桶 釜・給湯器		家賃区分(円)1 家賃区分(円)2 家賃区分(円)3	家賃区分(円)4 家賃区分(円)5 家賃区分(円)6	備考
6/6 平成15年 南側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	28,600 33,000 37,800	42,600 48,700 56,200	名古屋臨海鉄道が隣接しておりますので、騒音が予想されます。
2/11 昭和62年 南側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	24,700 28,500 32,600	36,800 42,000 48,500	
4/6 昭和59年 南側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	23,700 27,300 31,200	35,200 40,300 46,500	
2/3 平成 3年 南西側	エレベーター 桶 釜	×	28,400 32,800 37,500	42,300 48,400 55,800	

障害者世帯向[公営・一般・空家]

所在区	住宅名	所在地 もよりの交通機関	間取り 床面積
(千種区内)			
	新楠荘 4棟	千種区春里町2丁目12番 地下鉄名城線 自由ヶ丘 約0.5km	8・6・6 DK(8) 65.29㎡
	榎木荘 B室	千種区千代田橋一丁目1番13 地下鉄名城線 茶屋ヶ坂 約0.7km	6・6・6 DK(8) 57.58㎡
	北希望荘 4棟	千種区希望ヶ丘1丁目2番 地下鉄名城線 自由ヶ丘 約0.6km	8・6・6 LDK(9) 69.82㎡
	金児荘 13棟 A室	千種区徳川山町5丁目3番 地下鉄名城線 自由ヶ丘 約0.3km	6・洋(5.5) LDK(9) 51.90㎡
(東区内)			
	前浪荘 5棟 B室	東区前浪町6番 地下鉄名城線 砂田橋 約0.5km	6・6・8 DK(8.5) 65.29㎡
	山田東荘 北1棟 A室	東区矢田三丁目4番 地下鉄名城線 ナゴヤドーム前矢田 約0.6km	6・洋(3) DK(6.5) 43.42㎡
(北区内)			
	東あじま荘 1棟	北区楠味鏡四丁目2216番地 名鉄小牧線 味鏡 約0.4km	8・6・洋(7) DK(7) 65.29㎡
	柳原荘 3棟	北区柳原三丁目6番22号 地下鉄名城線 名城公園 約0.5km	6・洋(5.5) LDK(10) 51.97㎡
(西区内)			
	笹塚荘 3棟	西区笹塚町1丁目21番地 地下鉄鶴舞線 庄内通 約0.9km	8・6・6 LDK(9) 69.29㎡
	五条荘	西区那古野一丁目4番25号 地下鉄桜通線 国際センター 約0.6km	6・洋(3) DK(6.5) 43.42㎡

※この住宅は、障害者用にバリアフリー化された住宅ではありません。間取りや仕様(住宅の階数、玄関、浴室などの設備)は、一般の市営住宅と同様です。

階/階建 入居開始 バルコニー向き	エレベーター 桶 釜・給湯器		家賃区分(円)1 家賃区分(円)2 家賃区分(円)3	家賃区分(円)4 家賃区分(円)5 家賃区分(円)6	備考
1/3 昭和55年 南側	エレベーター 桶 釜	× × ×	24,300 28,100 32,100	36,200 41,400 47,800	
8/14 昭和53年 南側	エレベーター 桶 釜	○ × ×	20,500 23,700 27,100	30,500 34,900 40,300	
1/3 平成 5年 南側	エレベーター 桶 給湯器	× ○ ○	32,200 37,100 42,500	47,900 54,700 63,200	
4/5 平成20年 南側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	25,800 29,700 34,000	38,400 43,800 50,600	
3/7 昭和58年 南側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	25,400 29,300 33,500	37,800 43,200 49,800	
5/6 平成27年 南東側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	21,600 24,900 28,500	32,100 36,700 42,400	
4/7 昭和63年 南側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	25,100 29,000 33,200	37,400 42,800 49,400	
2/9 令和 4年 南東側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	27,200 31,400 35,900	40,500 46,300 53,400	
1/9 平成 6年 南側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ○	30,900 35,700 40,800	46,000 52,600 60,700	
2/5 平成27年 南側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	22,900 26,400 30,200	34,100 39,000 45,000	

障害者世帯向[公営・一般・空家]

所在区	住宅名	所在地 もよりの交通機関	間取り 床面積
(中村区内)			
	荒輪井荘 1棟 A室	中村区荒輪井町2丁目18番地 市バス 荒輪井 約0.2km	4.5・6・6 DK(6) 51.80㎡
	荒輪井荘 4棟 A室	中村区荒輪井町2丁目18番地 市バス 荒輪井 約0.2km	6・6・6 DK(7.5) 57.59㎡
	第二北稲葉地荘 B室	中村区稲葉地町2丁目32番地 市バス 稲葉地本通 約0.1km	6・6・8 DK(8.5) 65.29㎡
(瑞穂区内)			
	新緑ヶ岡荘 T-2棟	瑞穂区彌富町字緑ヶ岡9番地の1 地下鉄名城線 総合リハビリセンター 約0.6km	6・6・6 LDK(13) 68.25㎡
(熱田区内)			
	一番荘 2棟	熱田区一番三丁目2番20号 地下鉄名港線 六番町 約0.7km	8・6・6 DK(8.5) 62.40㎡
	南熱田荘 B室	熱田区六番二丁目16番32号 地下鉄名港線 六番町 約0.6km	6・洋(5.5) LDK(10) 51.97㎡
(港区内)			
	東稲永荘 6棟	港区稲永四丁目7番 あおなみ線 稲永 約0.6km	8・6・洋(5.5) LDK(11) 69.70㎡
(南区内)			
	神松荘 4棟	南区神松町2丁目20番地 名鉄常滑線 大同町 約0.8km	8・6・6 DK(8.5) 65.29㎡
	元塩荘 8棟	南区元塩町4丁目1番地 JR東海道本線 笠寺 約0.9km	8・6・6 DK(8.5) 65.29㎡

※この住宅は、障害者用にバリアフリー化された住宅ではありません。間取りや仕様(住宅の階数、玄関、浴室などの設備)は、一般の市営住宅と同様です。

階/階建 入居開始 バルコニー向き	エレベーター 桶 釜・給湯器		家賃区分(円)1 家賃区分(円)2 家賃区分(円)3	家賃区分(円)4 家賃区分(円)5 家賃区分(円)6	備考
3/5 昭和53年 南側	エレベーター 桶 釜	○ × ×	18,000 20,700 23,700	26,700 30,600 35,300	
1/7 昭和53年 東側	エレベーター 桶 釜	○ × ×	19,900 23,000 26,300	29,700 33,900 39,200	
3/11 昭和56年 東側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	24,300 28,100 32,100	36,200 41,400 47,800	
1/3 昭和58年 南側	エレベーター 桶 釜	× ○ ×	28,000 32,300 37,000	41,700 47,700 55,000	
2/11 昭和54年 東側	エレベーター 桶 釜	○ × ×	23,000 26,500 30,300	34,200 39,100 45,100	
12/14 令和 8年 東側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	27,300 31,500 36,100	40,700 46,500 53,700	
2/9 平成10年 南東側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	30,600 35,300 40,300	45,500 52,000 60,000	工業地帯に隣接しており、臭気・騒音などが予想されます。
1/5 昭和55年 南側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	23,300 26,900 30,800	34,700 39,700 45,800	工業地帯に隣接し、24時間操業(日曜・祝日を含む)している工場があり、臭気・騒音などが予想されます。
1/10 昭和56年 南側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	23,700 27,400 31,300	35,300 40,300 46,600	

障害者世帯向[公営・一般・空家]

所在区	住宅名	所在地 もよりの交通機関	間取り 床面積
(守山区内)			
	第一香流荘 2棟 A室	守山区森孝一丁目108番地 基幹バス2 引山 約0.4km	6・6・4.5 DK(6.5) 52.82㎡
(緑区内)			
	桶狭間荘 11棟	緑区南陵401番地 市バス 郷前 約0.3km	6・6・4.5 DK(6) 52.82㎡
	森の里荘 1棟	緑区森の里一丁目94番地 JR東海道本線 大高 約0.8km	6・6・6 DK(8.5) 59.51㎡
(名東区内)			
	引山荘 1棟	名東区引山三丁目403番地 基幹バス2 引山 約0.2km	6・6・8 DK(8) 65.29㎡
(天白区内)			
	土原荘 1棟	天白区土原五丁目201番地 市バス 土原荘 約0.1km	8・6・洋(7) DK(8) 65.29㎡

※この住宅は、障害者用にバリアフリー化された住宅ではありません。間取りや仕様(住宅の階数、玄関、浴室などの設備)は、一般の市営住宅と同様です。

階/階建 入居開始 バルコニー向き	エレベーター 桶 釜・給湯器		家賃区分(円)1 家賃区分(円)2 家賃区分(円)3	家賃区分(円)4 家賃区分(円)5 家賃区分(円)6	備考
1/7 昭和49年 南側	エレベーター 桶 釜	○ × ×	17,400 20,000 22,900	25,900 29,600 31,900	
1/9 昭和50年 南側	エレベーター 桶 釜	○ × ×	16,900 19,500 22,300	25,100 28,700 33,200	
4/13 昭和54年 東側	エレベーター 桶 釜	○ × ×	20,700 23,900 27,300	30,800 35,200 40,600	
4/6 昭和59年 南側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	25,100 29,000 33,200	37,400 42,700 49,300	
1/7 昭和62年 南東側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	26,400 30,400 34,800	39,300 44,900 51,800	

障害者世帯向[公営・空家・車いす利用者専用]

所在区	住宅名	所在地 もよりの交通機関	間取り 床面積
(千種区内)			
	宮ノ腰荘 2棟	千種区宮の腰町2番 地下鉄名城線 砂田橋 約0.2km	6.5・洋(7) LDK(9.5) 48.92㎡
	新楠荘 1棟	千種区春里町2丁目3番 地下鉄名城線 自由ヶ丘 約0.5km	6.5・洋(7.5) LDK(11) 57.59㎡
(東区内)			
	前浪荘 2棟	東区前浪町1番 地下鉄名城線 砂田橋 約0.5km	6.5・洋(7.5) LDK(13) 61.44㎡
	前浪荘 4棟 A室	東区前浪町4番 地下鉄名城線 砂田橋 約0.5km	6.5・洋(7.5) LDK(13) 61.44㎡
(中川区内)			
	玉船荘	中川区玉船町1丁目1番地の2 市バス 昭和橋 約0.2km	6・洋(8) LDK(13) 56.62㎡
	松下荘 T-5棟 A室	中川区吉津三丁目1004番地 市バス 松下 約0.3km	6・洋(6.5) DK(8.5) 63.39㎡
	万場荘 1棟	中川区大地1番地の7 市バス 万場大橋 約0.5km	7.5・洋(7.5) LDK(11.5) 63.55㎡
	万場荘 2棟	中川区大地1番地の7 市バス 万場大橋 約0.5km	7.5・洋(7.5) LDK(11.5) 63.55㎡
	千音寺荘 T-1棟	中川区千音寺五丁目1108番地 市バス 名古屋西インター 約0.5km	6・洋(6.5) DK(8.5) 63.39㎡
	万場北荘 3棟	中川区大地1番地の2 市バス 万場大橋 約0.9km	7.5・洋(7.5) LDK(11.5) 63.56㎡

階/階建 入居開始 バルコニー向き	エレベーター 桶 釜・給湯器		家賃区分(円)1 家賃区分(円)2 家賃区分(円)3	家賃区分(円)4 家賃区分(円)5 家賃区分(円)6	備考
1/5 昭和53年 東側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	17,500 20,200 23,200	26,100 29,900 34,500	風呂場の床段差 約45cm 2棟はエレベーターがありませんが、隣 接棟のエレベーターを利用することが できます。
1/3 昭和55年 南側	エレベーター 桶 釜	×	21,500 24,800 28,300	32,000 36,500 42,100	和室・風呂場の床段差 約45cm
1/7 昭和57年 南側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	23,900 27,600 31,500	35,600 40,600 46,900	和室・風呂場の床段差 約45cm
1/7 昭和58年 南側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	23,900 27,600 31,500	35,600 40,600 46,900	和室・風呂場の床段差 約45cm
1/7 昭和51年 南側	エレベーター 桶 釜	○ ×	18,800 21,700 24,800	27,900 31,900 36,800	和室・風呂場の床段差 約50cm
1/4 昭和60年 南側	エレベーター 桶 釜	×	23,900 27,500 31,500	35,500 40,600 46,900	和室・風呂場の床段差 約45cm
1/7 昭和61年 南側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	24,000 27,600 31,600	35,700 40,800 47,000	和室・風呂場の床段差 約45cm
1/7 昭和61年 南東側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	24,000 27,600 31,600	35,700 40,800 47,000	和室・風呂場の床段差 約45cm
1/3 昭和62年 南側	エレベーター 桶 釜	×	24,700 28,500 32,600	36,700 42,000 48,400	風呂場の床段差 約45cm
1/7 平成 元年 南側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	25,000 28,800 33,000	37,200 42,500 49,100	風呂場の床段差 約45cm

障害者世帯向[公営・空家・車いす利用者専用]

所在区	住宅名	所在地 もよりの交通機関	間取り 床面積
(港区内)			
	西稲永荘 1棟	港区稲永五丁目6番 あおなみ線 稲永 約0.9km	6.5・洋(7.5) LDK(10.5) 53.73㎡
	新稲永荘 1棟	港区稲永四丁目3番 あおなみ線 稲永 約0.8km	6.5・洋(6) LDK(12) 57.59㎡
	港南荘 6棟 C室	港区稲永二丁目4番 あおなみ線 稲永 約0.5km	6.5・洋(7.5) LDK(12) 57.58㎡
	新土古荘 T-5棟	港区土古町2丁目2番地 あおなみ線 港北 約0.5km	6・洋(6.5) DK(8.5) 63.39㎡
	正保荘 2棟	港区正保町3丁目1番地 あおなみ線 港北 約0.5km	7.5・洋(8) LDK(11.5) 63.56㎡
	みなと荘 1棟	港区野跡四丁目1番 あおなみ線 野跡 約0.3km	6・洋(6) LDK(12) 65.80㎡
	東稲永荘 1棟	港区稲永四丁目7番 あおなみ線 稲永 約0.6km	6・洋(7) LDK(11.5) 67.65㎡
(南区内)			
	大生荘 1棟	南区西又兵ヱ町3丁目57番地 名鉄常滑線 大江 約0.3km	6.5・洋(7.5) LDK(11.5) 57.56㎡
(名東区内)			
	引山荘 T-8棟	名東区引山三丁目605番地 基幹バス2 引山 約0.2km	6・洋(6.5) DK(8.5) 63.39㎡

階/階建 入居開始 バルコニー向き	エレベーター 桶 釜・給湯器		家賃区分(円)1 家賃区分(円)2 家賃区分(円)3	家賃区分(円)4 家賃区分(円)5 家賃区分(円)6	備考
1/5 昭和54年 南東側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	18,400 21,300 24,300	27,500 31,400 36,200	和室・風呂場の床段差 約45cm 工業地帯に隣接しており、臭気・騒音などが予想されます。
1/8 昭和56年 南側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	20,100 23,200 26,500	29,900 34,100 39,400	和室・風呂場の床段差 約45cm 工場地帯に隣接しており、臭気・騒音などが予想されます。 1棟はエレベーターがありませんが、隣接棟のエレベーターを利用することができます。
1/7 昭和55年 南側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	19,800 22,800 26,100	29,500 33,700 38,900	和室・風呂場の床段差 約45cm
1/4 昭和61年 南側	エレベーター 桶 釜	×	24,800 28,600 32,700	36,900 42,200 48,700	風呂場の床段差 約45cm
1/7 昭和62年 南側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	24,900 28,800 32,900	37,100 42,400 49,000	風呂場の床段差 約45cm 工業地帯に隣接しており、臭気・騒音などが予想されます。
1/25 平成11年 南西側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	28,400 32,800 37,500	42,300 48,300 55,700	風呂場の床段差 約45cm 1棟は超高層住宅です。 工場地帯に隣接しており、臭気・騒音などが予想されます。 火災防止の為、温水式暖房器用の温水コンセントが設置されていますので、石油ストーブは使用しないでください。
1/9 平成 8年 南西側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	29,400 33,900 38,800	43,800 50,000 57,700	風呂場の床段差 約45cm 工業地帯に隣接しており、臭気・騒音などが予想されます。
1/6 昭和56年 南側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	21,000 24,200 27,700	31,300 35,700 41,200	和室・風呂場の床段差 約45cm
1/4 昭和60年 南側	エレベーター 桶 釜	×	24,700 28,600 32,700	36,900 42,100 48,600	風呂場の床段差 約50cm

障害者単身向[公営・空家・車いす利用者専用](単身のみ申込可)

所在区	住宅名	所在地 もよりの交通機関	間取り 床面積
(千種区内)			
	汁谷荘 1棟	千種区汁谷町42番地 地下鉄名城線 茶屋ヶ坂 約0.7km	洋(12) DK(8.5) 55.16㎡
(中川区内)			
	宮田荘 1棟	中川区赤星三丁目501番地 市バス 名古屋西インター 約0.5km	洋(10) LDK(9) 55.25㎡

階/階建 入居開始 バルコニー向き	エレベーター 桶 釜・給湯器		家賃区分(円)1 家賃区分(円)2 家賃区分(円)3	家賃区分(円)4 家賃区分(円)5 家賃区分(円)6	備考
1/6 平成18年 南側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	26,600 30,700 35,200	39,700 45,300 52,300	★单身のみ 段差なし
1/5 平成16年 南側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	25,000 28,900 33,000	37,300 42,600 49,100	★单身のみ 風呂場の床段差 約45cm

障害者世帯向[住宅設備仕様選択方式・空家・車いす利用者専用]

所在区	住宅名	所在地 もよりの交通機関	間取り 床面積
(西区内)			
	平田荘 5棟	西区中沼町235番地 市バス 平田住宅 約0.1km	6・洋(7) LDK(10.5) 65.10㎡

【住宅設備仕様選択方式・車いす利用者専用とは】

- 設備仕様の一部について、入居予定者に選択していただく住宅です。
- 選択出来る設備仕様は、右ページの表をご覧ください。
- 選択していただいた設備仕様については、退去時の原状回復義務は生じません。
- 室内の床段差は解消されています。

【申し込みにあたっての注意点】

- 工事完了後に入居可能となるため、他の募集住宅のスケジュールよりも入居予定時期が遅くなります。
(今回の募集では、最短でも令和9年2月上旬以降の入居となります。)
- 設備の発注時に入居誓約をしていただきます。(「車いす利用者専用住宅(住宅設備仕様選択方式)仕様注文書 兼 入居誓約書」提出後の辞退はできません。)
- 住宅訪問相談と、発注内容の確認を兼ねた下見の計2回、現地確認をしていただきます。

【当選後の流れ】

- ① 入居資格審査 一般の住宅と同様に、市営住宅の入居に必要な書類を提出していただきます。
【手続き期限があります】
- ② 訪問相談申請 入居資格審査後、設備仕様の決定のため、区役所福祉課又は支所区民福祉課へ「住宅訪問相談」を申請していただきます。【申請期限があります】
- ③ 住宅訪問相談 入居予定の住宅にて、本人立ち会い(必須)のもとで、選択していただく設備仕様の確認を行います。
- ④ 発注 訪問相談後に作成された提案図面とともに、「車いす利用者専用住宅(住宅設備仕様選択方式)仕様注文書 兼 入居誓約書」を住宅供給公社へ提出していただきます。
【提出期限があります。】(誓約書提出後の入居辞退はできません。)
- ⑤ 設置工事 ④の発注を受け、住宅供給公社が設置工事を行います。
- ⑥ 確認・下見 ⑤の設置工事の完了後、部屋の下見と併せて発注内容の確認をしていただきます。
(原則、ご本人に立ち合いと確認をしていただきます。発注内容と工事内容が異なる場合は、再設置による調整を行います。)
- ⑦ 契約・入居 敷金の入金後に契約を行い、その後、入居可能となります。
【契約締結期限は、令和9年3月31日です。期限を過ぎると当選資格を失います。】

階/階建 入居開始 バルコニー向き	エレベーター 桶 釜・給湯器	家賃区分(円)1 家賃区分(円)2 家賃区分(円)3	家賃区分(円)4 家賃区分(円)5 家賃区分(円)6	備考
1/12 平成25年 南側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	30,800 35,500 40,600	45,800 52,300 60,400 段差なし トイレ向き変更不可

【選択できる設備仕様】

流し台 (台所)	車いす対応既製品(高さを調整します。)＜注参照＞	
洗面台	車いす対応既製品(高さを調整します。)＜注参照＞	
トイレ	便器の高さが選択できます。(400mm又は450mm)	
手すり	玄関	設置済みの手すりに加えて、ご希望により、各所1本、手すり(一定の仕様)の追加が可能です。(設置位置は下地補強をした範囲に限ります。)
	浴室	
	トイレ	

＜注＞車いす対応既製品とは、シンク下部に空間が確保され、車いすに座ったまま利用できるものです。

【その他注意事項】

○家賃、入居予定時期については変更される場合もあります。

○駐車場は設置され、専用の区画が準備されていますが、駐車場使用料は家賃とは別に必要です。

障害者単身向[住宅設備仕様選択方式・空家・車いす利用者専用]（単身のみ申込可）

所在区	住宅名	所在地 もよりの交通機関	間取り 床面積
(東区内)			
	山田東荘 北1棟 B室	東区矢田三丁目4番 地下鉄名城線 ナゴヤドーム前矢田 約0.6km	洋(8) LDK(9) 51.97㎡
(西区内)			
	菊元荘	西区新道二丁目13番2号 地下鉄鶴舞線 浅間町 約0.5km	洋(8) LDK(9) 51.97㎡

【住宅設備仕様選択方式・車いす利用者専用とは】

- 設備仕様の一部について、入居予定者に選択していただく住宅です。
- 選択出来る設備仕様は、右ページの表をご覧ください。
- 選択していただいた設備仕様については、退去時の原状回復義務は生じません。
- 室内の床段差は解消されています。

【申し込みにあたっての注意点】

- 工事完了後に入居可能となるため、他の募集住宅のスケジュールよりも入居予定時期が遅くなります。
(今回の募集では、最短でも令和9年2月上旬以降の入居となります。)
- 設備の発注時に入居誓約をしていただきます。(「車いす利用者専用住宅(住宅設備仕様選択方式)仕様注文書 兼 入居誓約書」提出後の辞退はできません。)
- 住宅訪問相談と、発注内容の確認を兼ねた下見の計2回、現地確認をしていただきます。

【当選後の流れ】

- ① 入居資格審査 一般の住宅と同様に、市営住宅の入居に必要な書類を提出していただきます。
【手続き期限があります】
- ② 訪問相談申請 入居資格審査後、設備仕様の決定のため、区役所福祉課又は支所区民福祉課へ「住宅訪問相談」を申請していただきます。【申請期限があります】
- ③ 住宅訪問相談 入居予定の住宅にて、本人立ち会い(必須)のもとで、選択していただく設備仕様の確認を行います。
- ④ 発注 訪問相談後に作成された提案図面とともに、「車いす利用者専用住宅(住宅設備仕様選択方式)仕様注文書 兼 入居誓約書」を住宅供給公社へ提出していただきます。
【提出期限があります。】(誓約書提出後の入居辞退はできません。)
- ⑤ 設置工事 ④の発注を受け、住宅供給公社が設置工事を行います。
- ⑥ 確認・下見 ⑤の設置工事の完了後、部屋の下見と併せて発注内容の確認をしていただきます。
(原則、ご本人に立ち会いと確認をしていただきます。発注内容と工事内容が異なる場合は、再設置による調整を行います。)
- ⑦ 契約・入居 敷金の入金後に契約を行い、その後、入居可能となります。
【契約締結期限は、令和9年3月31日です。期限を過ぎると当選資格を失います。】

階/階建 入居開始 バルコニー向き	エレベーター 桶 釜・給湯器		家賃区分(円)1 家賃区分(円)2 家賃区分(円)3	家賃区分(円)4 家賃区分(円)5 家賃区分(円)6	備考
1/6 令和 3年 南東側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	26,400 30,500 34,900	39,400 45,000 51,900	★单身のみ 段差なし トイレ向き変更可
1/14 令和 6年 南側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	27,800 32,100 36,700	41,400 47,300 54,600	★单身のみ 段差なし トイレ向き変更可

【選択できる設備仕様】

流し台 (台所)	車いす対応既製品(高さを調整します。)<注参照>
洗面台	車いす対応既製品(高さを調整します。)<注参照>
トイレ	便器の高さが選択できます。(400mm又は450mm)
手すり	玄関
	浴室
	トイレ

設置済みの手すりに加えて、ご希望により、各所1本、手すり(一定の仕様)の追加が可能です。(設置位置は下地補強をした範囲に限ります。)

<注>車いす対応既製品とは、シンク下部に空間が確保され、車いすに座ったまま利用できるものです。

【その他注意事項】

○家賃、入居予定時期については変更される場合もあります。

○駐車場は設置され、専用の区画が準備されていますが、駐車場使用料は家賃とは別に必要です。

障害者世帯向[車いす利用者専用・空家・事故住宅]

所在区	住宅名	所在地 もよりの交通機関	間取り 床面積
(熱田区内)			
	一番荘 3棟 A室	熱田区一番三丁目2番30号 地下鉄名港線 六番町 約0.7km	8.5・洋(8) LDK(13.5) 65.29㎡
(南区内)			
	弥次エ荘 1棟 B室	南区弥次エ町4丁目74番地 JR東海道本線 笠寺 約0.5km	6・洋(7) LDK(10.5) 65.88㎡

◎事故住宅について

事故住宅とは、火災が発生した住宅、孤立死で発見が遅れた住宅等のうち、事故から概ね1年以上が経過し、住宅の復旧補修が可能になった住宅です。

また、入居時に、共同生活を行うにあたっての誓約書のほかに、事故住宅に起因する異議申立をしない旨の誓約書の提出が必要となります。

階/階建 入居開始 バルコニー向き	エレベーター 桶 釜・給湯器		家賃区分(円)1 家賃区分(円)2 家賃区分(円)3	家賃区分(円)4 家賃区分(円)5 家賃区分(円)6	備考
1/8 昭和56年 南側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	24,400 28,200 32,200	36,300 41,500 47,900	風呂場の床段差 約30cm
1/6 平成15年 南側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	29,600 34,200 39,100	44,100 50,400 58,100	和室・風呂場の床段差 約45cm 名古屋臨海鉄道が隣接しておりますので、騒音が予想されます。

高齢者世帯向[公営・空家・一般]

所在区	住宅名	所在地 もよりの交通機関	間取り 床面積
(千種区内)			
	宮ノ腰荘 3棟	千種区宮の腰町2番 地下鉄名城線 砂田橋 約0.2km	6・5・4.5 K(3.5) 45.37㎡
	榎木荘 C室	千種区千代田橋一丁目1番13 地下鉄名城線 茶屋ヶ坂 約0.7km	6・6・6 DK(8) 57.58㎡
	榎木荘 D室	千種区千代田橋一丁目1番13 地下鉄名城線 茶屋ヶ坂 約0.7km	6・6・6 DK(8) 57.58㎡
	榎木荘 E室	千種区千代田橋一丁目1番13 地下鉄名城線 茶屋ヶ坂 約0.7km	6・6・6 DK(8) 57.58㎡
	西みかげ荘	千種区御影町1丁目16番地 地下鉄名城線 茶屋ヶ坂 約0.6km	8・6・洋(5) DK(8.5) 59.93㎡
	霞ヶ丘荘 2棟	千種区霞ヶ丘2丁目2番 地下鉄名城線 自由ヶ丘 約0.4km	6・洋(5.5) LDK(9) 52.92㎡
	汁谷荘 3棟	千種区汁谷町39番地 地下鉄名城線 茶屋ヶ坂 約0.7km	6 DK(8) 42.64㎡
	金児荘 3棟 A室	千種区徳川山町5丁目2番 地下鉄名城線 自由ヶ丘 約0.3km	8・6・洋(5.5) LDK(11) 69.67㎡
	仲田荘 4棟 B室	千種区若水二丁目4番4号 基幹バス2 古出来町 約0.7km	6・洋(7)・洋(5) LDK(10.5) 64.03㎡
	新萱場荘	千種区北千種二丁目1番4号 基幹バス2 萱場 約0.1km	6・洋(3) DK(6.5) 43.42㎡
(東区内)			
	あおい荘	東区葵一丁目2番32号 地下鉄桜通線 高岳 約0.4km	6・6・洋(3) DK(5) 41.21㎡
	砂田橋荘 2棟	東区砂田橋四丁目1番2 地下鉄名城線 茶屋ヶ坂 約0.6km	8・6・6 DK(8.5) 65.29㎡
	前浪荘 4棟 B室	東区前浪町4番 地下鉄名城線 砂田橋 約0.5km	6・6・8 DK(8.5) 61.44㎡

階/階建 入居開始 バルコニー向き	エレベーター 桶 釜・給湯器		家賃区分(円)1 家賃区分(円)2 家賃区分(円)3	家賃区分(円)4 家賃区分(円)5 家賃区分(円)6	備考
2/5 昭和51年 南側	エレベーター 桶 釜	○ × ×	16,000 18,400 21,100	23,800 27,200 31,400	
3/14 昭和53年 東側	エレベーター 桶 釜	○ × ×	20,500 23,700 27,100	30,500 34,900 40,300	
5/14 昭和53年 南側	エレベーター 桶 釜	○ × ×	20,500 23,700 27,100	30,500 34,900 40,300	
11/14 昭和53年 東側	エレベーター 桶 釜	○ × ×	20,500 23,700 27,100	30,500 34,900 40,300	
1/3 平成 4年 南側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	27,000 31,200 35,700	40,200 46,000 53,100	
3/3 平成 9年 南側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	25,000 28,900 33,100	37,300 42,600 49,200	
3/5 平成14年 南側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	20,200 23,400 26,700	30,100 34,400 39,700	
3/4 平成15年 南側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	33,700 38,900 44,500	50,200 57,300 66,100	
5/6 平成23年 南側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	32,400 37,400 42,800	48,300 55,100 63,600	
1/9 令和 2年 南側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	22,600 26,100 29,900	33,700 38,500 44,400	
9/14 昭和48年 西側	エレベーター 桶 釜	○ × ×	14,500 16,800 19,200	21,600 24,700 28,500	
4/7 昭和56年 南側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	24,600 28,400 32,500	36,600 41,900 48,300	
3/7 昭和58年 南側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	23,900 27,600 31,500	35,600 40,600 46,900	

高齢者世帯向[公営・空家・一般]

所在区	住宅名	所在地 もよりの交通機関	間取り 床面積
(東区内)			
	山田東荘 南3棟	東区矢田三丁目3番 地下鉄名城線 ナゴヤドーム前矢田 約0.6km	6・洋(6)・洋(6) DK(8) 61.83㎡
(北区内)			
	上飯田荘 1棟	北区上飯田東町5丁目42番地 地下鉄上飯田線 上飯田 約0.6km	6・8・6 DK(8) 64.31㎡
(西区内)			
	上名古屋荘	西区上名古屋三丁目5番17号 地下鉄鶴舞線 浄心 約0.4km	6・8・洋(5) LDK(11) 66.38㎡
	平田荘 7棟	西区中沼町235番地 市バス 平田住宅 約0.1km	6・洋(5.5) LDK(10.5) 53.64㎡
(中村区内)			
	横井荘 4棟	中村区横井一丁目340番地 市バス 横井町 約0.2km	6・4.5・4.5 DK(6) 49.11㎡
	荒輪井荘 4棟 B室	中村区荒輪井町2丁目18番地 市バス 荒輪井 約0.2km	6・6・6 DK(7.5) 57.59㎡
	第二北稲葉地荘 C室	中村区稲葉地町2丁目35番地 市バス 稲葉地本通 約0.1km	6・6・8 DK(8.5) 65.29㎡
(昭和区内)			
	北山荘 2棟	昭和区北山町2丁目1番地 地下鉄鶴舞線 御器所 約0.5km	8・6・洋(5.5) LDK(11) 69.56㎡
(熱田区内)			
	二番荘 4棟	熱田区二番二丁目25番 地下鉄名港線 六番町 約0.7km	6・6・6 LDK(9) 59.51㎡

階/階建 入居開始 バルコニー向き	エレベーター 桶 釜・給湯器		家賃区分(円)1 家賃区分(円)2 家賃区分(円)3	家賃区分(円)4 家賃区分(円)5 家賃区分(円)6	備考
6/10 令和 4年 南東側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	31,500 36,300 41,600	46,900 53,600 61,800	
6/8 平成 6年 南側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ○	28,600 33,000 37,800	42,600 48,700 56,200	
7/7 平成 9年 南側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	31,000 35,800 40,900	46,200 52,800 60,900	
5/11 平成26年 南側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	25,400 29,300 33,600	37,900 43,300 49,900	
3/5 昭和51年 南側	エレベーター 桶 釜	○ × ×	16,300 18,800 21,500	24,300 27,700 32,000	
2/7 昭和53年 西側	エレベーター 桶 釜	○ × ×	19,200 22,200 25,400	28,700 32,800 37,800	
6/11 昭和56年 東側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	24,300 28,100 32,100	36,200 41,400 47,800	
1/5 平成10年 南側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	33,400 38,600 44,100	49,800 56,900 65,700	
1/7 昭和53年 南側	エレベーター 桶 釜	○ × ×	21,300 24,600 28,200	31,800 36,300 41,900	

高齢者世帯向[公営・空家・一般]

所在区	住宅名	所在地 もよりの交通機関	間取り 床面積
(熱田区内)			
	一番荘 3棟 B室	熱田区一番三丁目2番30号 地下鉄名港線 六番町 約0.7km	8・6・6 DK(8.5) 65.29㎡
	伝馬荘	熱田区伝馬二丁目29番30号 地下鉄名城線 熱田神宮伝馬町 約0.4km	8・6・洋(6.5) LDK(9) 65.29㎡
	宮西荘	熱田区白鳥二丁目3番10号 地下鉄名城線 熱田神宮西 約0.4km	6・洋(5.5) LDK(9) 51.12㎡
	南熱田荘 C室	熱田区六番二丁目16番32号 地下鉄名港線 六番町 約0.6km	6・洋(5.5) LDK(10) 51.97㎡
(中川区内)			
	宮田荘 4棟	中川区赤星三丁目905番地 市バス 名古屋西インター 約0.5km	6 DK(8.5) 42.64㎡
	石場荘	中川区石場町1丁目50番地 名鉄名古屋本線 山王 約0.6km	6・6・洋(5) LDK(10.5) 63.70㎡
(港区内)			
	梅ノ木荘 2棟	港区野跡三丁目3番 あおなみ線 野跡 約0.1km	6・8・6 DK(8) 61.44㎡
	東稲永荘 4棟	港区稲永四丁目7番 あおなみ線 稲永 約0.6km	8・6・洋(5) LDK(11) 66.52㎡
(南区内)			
	宝生荘 12棟	南区宝生町2丁目1番地 名鉄常滑線 大江 約0.5km	8・6・6 DK(8.5) 62.40㎡
	神松荘 8棟	南区神松町3丁目3番地 名鉄常滑線 大同町 約0.8km	8・6・6 DK(8.5) 65.29㎡
	堤起荘 3棟	南区堤起町3丁目1番地 市バス 元塩町 約0.3km	8・6・6 DK(8.5) 65.29㎡

階/階建 入居開始 バルコニー向き	エレベーター 桶 釜・給湯器		家賃区分(円)1 家賃区分(円)2 家賃区分(円)3	家賃区分(円)4 家賃区分(円)5 家賃区分(円)6	備考
3/8 昭和56年 南側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	24,400 28,200 32,200	36,300 41,500 47,900	
10/14 昭和60年 南東側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	26,500 30,600 35,000	39,400 45,100 52,000	
6/6 平成16年 南側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	24,800 28,600 32,700	36,900 42,200 48,700	
11/14 令和 8年 東側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	27,300 31,500 36,100	40,700 46,500 53,700	
6/10 平成13年 南側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	19,100 22,100 25,300	28,500 32,600 37,600	
6/8 平成16年 南側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	29,700 34,300 39,200	44,300 50,600 58,400	
2/8 平成 5年 南側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ○	25,600 29,500 33,800	38,100 43,500 50,300	工業地帯に隣接しており、臭気・騒音などが予想されます。 建物が防潮壁の外側に建設されていますが、市臨海部防災区域建築条例で定める、1階居室の床の高さの条件(名古屋港基準面から5.5メートル以上)は、満たしています。
3/9 平成10年 南西側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	29,200 33,700 38,500	43,400 49,600 57,300	工業地帯に隣接しており、臭気・騒音などが予想されます。
5/7 昭和55年 南側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	22,100 25,500 29,200	32,900 37,600 43,400	
3/6 昭和60年 南側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	24,800 28,600 32,700	36,900 42,200 48,700	工業地帯に隣接し、24時間操業(日曜・祝日を含む)している工場があり、臭気・騒音などが予想されます。
1/7 昭和56年 南側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	23,400 27,000 30,900	34,800 39,800 45,900	

高齢者世帯向[公営・空家・一般]

所在区	住宅名	所在地 もよりの交通機関	間取り 床面積
(南区内)			
	元塩荘 3棟	南区元塩町4丁目1番地 JR東海道本線 笠寺 約0.9km	8・6・6 DK(8.5) 65.29㎡
	弥次エ荘 9棟	南区弥次エ町4丁目74番地の2 JR東海道本線 笠寺 約0.5km	6・洋(5.5) LDK(10.5) 54.00㎡
(守山区内)			
	第一香流荘 1棟	守山区森孝一丁目107番地 基幹バス2 引山 約0.4km	6・6・洋(3.5) DK(5) 47.86㎡
	第一香流荘 2棟 B室	守山区森孝一丁目108番地 基幹バス2 引山 約0.4km	6・6・4.5 DK(6.5) 52.82㎡
(緑区内)			
	桶狭間荘 3棟	緑区南陵201番地 市バス 郷前 約0.3km	6・6・4.5 DK(8) 55.66㎡
	浦里荘 3棟	緑区浦里一丁目110番地 名鉄名古屋本線 本星崎 約0.9km	6・6・4.5 DK(7) 52.77㎡
	森の里荘 2棟	緑区森の里一丁目94番地 JR東海道本線 大高 約0.8km	6・6・6 DK(8.5) 59.51㎡
(名東区内)			
	引山荘 5棟	名東区引山三丁目605番地 基幹バス2 引山 約0.2km	6・6・8 DK(8) 65.29㎡
(天白区内)			
	おおね荘 18棟	天白区大根町326番地 市バス おおね荘 約0.2km	6・4.5・3・8 K(3.5) 50.46㎡

階/階建 入居開始 バルコニー向き	エレベーター 桶 釜・給湯器		家賃区分(円)1 家賃区分(円)2 家賃区分(円)3	家賃区分(円)4 家賃区分(円)5 家賃区分(円)6	備考
2/10 昭和58年 南側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	24,100 27,800 31,800	35,900 41,000 47,300	
5/5 平成23年 南側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	25,100 29,000 33,200	37,400 42,700 49,300	名古屋臨海鉄道が隣接しておりますので、騒音が予想されます。
1/7 昭和48年 西側	エレベーター 桶 釜	○ × ×	14,900 17,200 19,700	22,200 25,400 28,900	
4/7 昭和49年 南側	エレベーター 桶 釜	○ × ×	17,400 20,000 22,900	25,900 29,600 31,900	
8/10 昭和51年 東側	エレベーター 桶 釜	○ × ×	17,800 20,500 23,500	26,500 30,300 34,900	
1/8 昭和52年 南側	エレベーター 桶 釜	○ × ×	17,900 20,700 23,700	26,700 30,500 35,200	
7/13 昭和54年 東側	エレベーター 桶 釜	○ × ×	20,700 23,900 27,300	30,800 35,200 40,600	
7/7 昭和60年 南側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	25,500 29,400 33,700	38,000 43,400 50,100	
1/5 昭和43年 南西側	エレベーター 桶 釜	○ × ×	16,700 19,300 22,100	24,900 28,500 32,900	和式便所

高齢者世帯向[公営・空家・専用]

所在区	住宅名	所在地 もよりの交通機関	間取り 床面積
(千種区内)			
	北希望荘 2棟	千種区希望ヶ丘1丁目2番 地下鉄名城線 自由ヶ丘 約0.6km	6・6 DK(8.5) 52.43㎡
	金児荘 3棟 B室	千種区徳川山町5丁目2番 地下鉄名城線 自由ヶ丘 約0.3km	6・6 LDK(10.5) 56.01㎡
	金児荘 10棟	千種区徳川山町5丁目2番 地下鉄名城線 自由ヶ丘 約0.3km	6・6 LDK(10.5) 56.01㎡
	金児荘 11棟	千種区徳川山町5丁目2番 地下鉄名城線 自由ヶ丘 約0.3km	6・6 LDK(10.5) 56.01㎡
	金児荘 13棟 B室	千種区徳川山町5丁目3番 地下鉄名城線 自由ヶ丘 約0.3km	6・洋(5.5) LDK(9) 51.90㎡
	徳川山荘 1棟	千種区徳川山町1丁目3番 地下鉄名城線 自由ヶ丘 約0.2km	6・洋(5.5) LDK(9.5) 51.12㎡
	仲田荘 5棟	千種区若水二丁目4番5号 基幹バス2 古出来町 約0.7km	6・洋(5.5) LDK(10.5) 54.68㎡
	打越荘 A棟	千種区星ヶ丘2丁目50番地の1 地下鉄東山線 一社 約0.5km	6・洋(5) LDK(10.5) 54.00㎡
(東区内)			
	山田東荘 南1棟	東区矢田三丁目3番 地下鉄名城線 ナゴヤドーム前矢田 約0.6km	6・洋(5.5) LDK(10) 51.97㎡
	山田東荘 北1棟 C室	東区矢田三丁目4番 地下鉄名城線 ナゴヤドーム前矢田 約0.6km	6・洋(5.5) LDK(10) 51.97㎡
(北区内)			
	上飯田南荘 4棟	北区上飯田南町4丁目1番地の3 地下鉄上飯田線 上飯田 約0.5km	6・4.5 DK(4.5) 35.76㎡
	上飯田南荘 8棟	北区上飯田南町4丁目1番地 地下鉄上飯田線 上飯田 約0.5km	6・6・6 DK(7.5) 57.59㎡

階/階建 入居開始 バルコニー向き	エレベーター 桶 釜・給湯器		家賃区分(円)1 家賃区分(円)2 家賃区分(円)3	家賃区分(円)4 家賃区分(円)5 家賃区分(円)6	備考
1/4 平成 5年 南側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	24,100 27,900 31,900	35,900 41,100 47,400	
2/4 平成15年 南側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	27,100 31,300 35,800	40,300 46,100 53,200	
1/4 平成15年 南側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	27,100 31,300 35,800	40,300 46,100 53,200	
1/4 平成15年 南側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	27,100 31,300 35,800	40,300 46,100 53,200	
1/5 平成20年 南側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	25,800 29,700 34,000	38,400 43,800 50,600	
1/6 平成17年 南側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	25,000 28,900 33,100	37,300 42,600 49,200	
1/6 平成25年 南側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	27,900 32,200 36,800	41,500 47,400 54,700	
2/4 平成26年 南側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	27,400 31,600 36,100	40,700 46,600 53,700	
2/7 令和 元年 南東側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	26,100 30,100 34,500	38,900 44,400 51,300	
1/6 令和 3年 南東側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	26,400 30,500 34,900	39,400 45,000 51,900	
1/7 昭和51年 南側	エレベーター 桶 釜	○ × ×	12,400 14,300 16,300	18,400 21,000 24,300	
1/7 昭和52年 南側	エレベーター 桶 釜	○ × ×	20,300 23,400 26,800	30,200 34,500 39,800	

高齢者世帯向[公営・空家・専用]

所在区	住宅名	所在地 もよりの交通機関	間取り 床面積
(北区内)			
	如意荘 T-5棟	北区桐畑町100番地 市バス 如意住宅 約0.3km	6・6 DK(8.5) 50.14㎡
	如意荘 T-18棟	北区桐畑町100番地 市バス 如意住宅 約0.3km	6・6 DK(8.5) 50.14㎡
	如意荘 T-19棟	北区桐畑町100番地 市バス 如意住宅 約0.3km	6・6 DK(8.5) 50.14㎡
(西区内)			
	比良荘 中4棟	西区清里町69番地の88 市バス 比良 約0.5km	6・洋(5.5) LDK(9.5) 51.12㎡
	平田荘 3棟	西区中沼町235番地 市バス 平田住宅 約0.1km	6・洋(5.5) LDK(9) 51.13㎡
	平田荘 8棟 B室	西区中沼町235番地 市バス 平田住宅 約0.1km	6・洋(5.5) LDK(9) 51.42㎡
	平田荘 12棟	西区浮野町97番地の93 市バス 平田住宅 約0.1km	6・洋(5.5) LDK(10.5) 55.81㎡
(中村区内)			
	荒輪井荘 1棟 B室	中村区荒輪井町2丁目18番地 市バス 荒輪井 約0.2km	4.5・6・6 DK(6) 51.80㎡
	荒輪井荘 2棟 A室	中村区荒輪井町2丁目18番地 市バス 荒輪井 約0.2km	4.5・6 DK(6) 37.77㎡
	荒輪井荘 2棟 B室	中村区荒輪井町2丁目18番地 市バス 荒輪井 約0.2km	4.5・6 DK(6) 37.77㎡
(中区内)			
	正木荘 1棟	中区正木三丁目4番12号 地下鉄名城線 金山 約0.5km	6・6 DK(8.5) 53.74㎡

階/階建 入居開始 バルコニー向き	エレベーター 桶 釜・給湯器		家賃区分(円)1 家賃区分(円)2 家賃区分(円)3	家賃区分(円)4 家賃区分(円)5 家賃区分(円)6	備考
1/4 昭和60年 南側	エレベーター 桶 釜	× ○ ×	18,900 21,900 25,000	28,200 32,200 37,200	メゾネットタイプの住戸で、住戸内に階段が有り、昇降が必要です。
1/4 昭和63年 南側	エレベーター 桶 釜	× ○ ×	20,000 23,100 26,500	29,900 34,100 39,400	メゾネットタイプの住戸で、住戸内に階段が有り、昇降が必要です。
1/4 昭和63年 南側	エレベーター 桶 釜	× ○ ×	20,000 23,100 26,500	29,900 34,100 39,400	メゾネットタイプの住戸で、住戸内に階段が有り、昇降が必要です。
2/14 平成17年 南側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	23,600 27,300 31,200	35,200 40,200 46,400	
2/6 平成18年 南側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	23,500 27,200 31,100	35,100 40,100 46,200	
2/12 平成22年 南側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	24,000 27,700 31,700	35,700 40,800 47,100	
2/11 平成25年 南側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	26,400 30,400 34,800	39,300 44,900 51,800	
1/5 昭和53年 南側	エレベーター 桶 釜	○ × ×	18,000 20,700 23,700	26,700 30,600 35,300	
1/5 昭和53年 南側	エレベーター 桶 釜	○ × ×	13,100 15,100 17,200	19,500 22,200 25,700	
1/5 昭和53年 南側	エレベーター 桶 釜	○ × ×	13,100 15,100 17,200	19,500 22,200 25,700	
1/14 平成 8年 南側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ○	26,300 30,300 34,700	39,100 44,700 51,600	

高齢者世帯向[公営・空家・専用]

所在区	住宅名	所在地 もよりの交通機関	間取り 床面積
(中区内)			
	千早南荘	中区新栄一丁目48番28号 地下鉄鶴舞線 鶴舞 約0.6km	6・洋(5.5) LDK(10) 51.97㎡
(中川区内)			
	荒越荘 4棟	中川区荒越町2丁目1番地 地下鉄名港線 日比野 約0.9km	6・4.5 DK(6) 41.10㎡
	松下荘 T-5棟 B室	中川区吉津三丁目1004番地 市バス 松下 約0.3km	6・6 DK(8.5) 50.14㎡
	千音寺荘 1棟	中川区千音寺五丁目1108番地 市バス 名古屋西インター 約0.5km	6・6 DK(7.5) 48.85㎡
	春田荘 8棟	中川区春田二丁目32番地 JR関西線 春田 約0.1km	6・6 LDK(9) 53.74㎡
	宮田荘 5棟	中川区赤星三丁目503番地 市バス 名古屋西インター 約0.5km	6・洋(5.5) LDK(9) 51.13㎡
	富田荘	中川区吉津五丁目701番地 JR関西線 春田 約0.6km	6・洋(5.5) LDK(9) 51.12㎡
	戸田荘 西1棟 B室	中川区戸田明正三丁目605番地 市バス 戸田荘 約0.5km	6・洋(5.5) LDK(10.5) 54.00㎡
(港区内)			
	港北荘 2棟	港区港北町3丁目12番地の2 あおなみ線 荒子川公園 約0.6km	6・6・4.5 DK(7) 53.73㎡
	丸池荘 2棟	港区丸池町1丁目1番地の1 あおなみ線 港北 約0.8km	6・4.5 DK(5.5) 41.23㎡
(天白区内)			
	一つ山荘 西T-7棟	天白区一つ山3丁目24番地 地下鉄桜通線 相生山 約0.8km	6・4.5 DK(8) 50.08㎡

高齢者世帯向[公営・空家・親子同居世帯向]

所在区	住宅名	所在地 もよりの交通機関	間取り 床面積
(千種区内)			
	北十字荘 2棟	千種区希望ヶ丘2丁目7番 地下鉄名城線 自由ヶ丘 約0.4km	6・6・6・洋(5.5) DK(8) 76.08㎡
(東区内)			
	前浪荘 1棟	東区前浪町1番 地下鉄名城線 砂田橋 約0.5km	4.5・6・8・洋(5.5) LDK(9) 71.39㎡
	前浪荘 3棟	東区前浪町4番 地下鉄名城線 砂田橋 約0.5km	6・6・6・洋(5) LDK(11) 73.94㎡
(北区内)			
	西あじま荘 T-9棟	北区西味鏡四丁目560番地 市バス 中味鏡 約0.2km	8・6・6・洋(6) DK(8.5) 78.37㎡
	如意荘 T-17棟	北区桐畑町100番地 市バス 如意住宅 約0.3km	8・6・6・洋(6) DK(8.5) 78.37㎡
	喜惣治荘 4棟	北区喜惣治二丁目177番地 市バス 喜惣治一 約0.3km	8・6・4.5・洋(6) LDK(10) 72.25㎡
	中あじま荘 T-13棟	北区楠二丁目119番地 市バス 中味鏡 約0.2km	8・6・6・洋(6) DK(8.5) 78.37㎡
(西区内)			
	平田荘 15棟	西区浮野町97番地の93 市バス 平田住宅 約0.1km	6・洋(4.5)・洋(6)・洋(6) LDK(11) 74.63㎡
(中川区内)			
	助光荘 T-7棟	中川区助光二丁目2501番地 近鉄名古屋線 伏屋 約0.7km	6・6・洋(6.5)・洋(6) DK(8.5) 76.64㎡
	千音寺荘 T-10棟	中川区千音寺五丁目1036番地 市バス 名古屋西インター 約0.5km	6・6・洋(6.5)・洋(6) DK(8.5) 76.64㎡

階/階建 入居開始 バルコニー向き	エレベーター 桶 釜・給湯器		家賃区分(円)1 家賃区分(円)2 家賃区分(円)3	家賃区分(円)4 家賃区分(円)5 家賃区分(円)6	備考
1/5 平成15年 南東側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	36,900 42,600 48,800	55,000 62,900 72,500	
1/7 昭和57年 南側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	27,700 32,000 36,600	41,300 47,200 54,500	
1/7 昭和58年 南側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	28,800 33,200 38,000	42,800 48,900 56,500	
1/3 昭和63年 南側	エレベーター 桶 釜	×	31,400 36,200 41,400	46,700 53,400 61,600	
2/4 昭和63年 南側	エレベーター 桶 釜	×	31,400 36,200 41,400	46,700 53,400 61,600	メゾネットタイプの住戸で、住戸内に階段が有り、昇降が必要です。
1/7 平成 2年 南側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	29,100 33,600 38,400	43,300 49,500 57,100	
2/3 平成 4年 南側	エレベーター 桶 釜	×	33,200 38,300 43,800	49,400 56,500 65,200	
1/5 平成15年 南側	エレベーター 桶 給湯器	○ ○ ○	33,900 39,200 44,800	50,500 57,800 66,600	
2/4 昭和64年 南側	エレベーター 桶 釜	×	30,500 35,200 40,300	45,500 52,000 60,000	
2/3 平成 3年 南側	エレベーター 桶 釜	×	31,500 36,400 41,600	46,900 53,600 61,800	

高齢者世帯向[公営・空家・親子同居世帯向]

所在区	住宅名	所在地 もよりの交通機関	間取り 床面積
(中川区)			
	春田荘 2棟	中川区春田二丁目32番地 JR関西線 春田 約0.1km	6・6・6・洋(5) LDK(10.5) 74.03㎡
(港区内)			
	南木場荘 5棟	港区木場町9番地の5 市バス 竜宮町 約0.2km	8・6・4.5・洋(6) LDK(10) 72.25㎡
	新泰明荘 2棟	港区泰明町2丁目13番地 あおなみ線 港北 約0.2km	8・6・4.5・洋(5.5) LDK(9) 71.70㎡
	新港北荘 T-7棟	港区港北町1丁目4番地 あおなみ線 荒子川公園 約0.5km	8・6・6・洋(6) DK(8.5) 78.37㎡
	新土古荘 T-1棟	港区土古町1丁目34番地 あおなみ線 港北 約0.5km	6・6・洋(6.5)・洋(6) DK(8.5) 76.64㎡
	稲永荘 5棟	港区野跡五丁目3番 あおなみ線 野跡 約0.9km	6・6・6・洋(5) LDK(10.5) 74.03㎡
	中稲永荘 2棟	港区稲永四丁目5番 あおなみ線 稲永 約0.8km	6・6・6・洋(5) LDK(9.5) 73.87㎡
(南区内)			
	神松荘 3棟	南区神松町2丁目20番地 名鉄常滑線 大同町 約0.8km	6・6・6・洋(5) LDK(11) 73.93㎡
	神松荘 5棟	南区神松町2丁目20番地 名鉄常滑線 大同町 約0.8km	6・6・6・洋(5) LDK(11) 73.93㎡
(名東区内)			
	引山荘 6棟	名東区引山三丁目612番地 基幹バス2 引山 約0.2km	6・6・6・洋(5) LDK(10.5) 74.03㎡
	引山荘 T-3棟	名東区引山三丁目605番地 基幹バス2 引山 約0.2km	6・6・8・洋(6) DK(8.5) 78.37㎡

階/階建 入居開始 バルコニー向き	エレベーター 桶 釜・給湯器		家賃区分(円)1 家賃区分(円)2 家賃区分(円)3	家賃区分(円)4 家賃区分(円)5 家賃区分(円)6	備考
2/7 平成 3年 南側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	30,800 35,600 40,700	45,900 52,500 60,500	
2/7 昭和62年 南西側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	28,400 32,800 37,500	42,300 48,400 55,800	
1/7 昭和57年 南側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	26,300 30,400 34,700	39,200 44,800 51,700	
1/3 昭和61年 南側	エレベーター 桶 釜	×	31,400 36,200 41,400	46,700 53,400 61,600	
2/3 昭和61年 南側	エレベーター 桶 釜	×	30,000 34,600 39,600	44,700 51,000 58,900	
2/7 平成 元年 南側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	29,300 33,800 38,700	43,600 49,900 57,500	工業地帯に隣接しており、臭気・騒音などが予想されます。
1/13 平成 6年 南側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ○	31,400 36,300 41,500	46,800 53,500 61,700	工業地帯に隣接しており、臭気・騒音などが予想されます。
2/6 昭和56年 南側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	26,800 31,000 35,500	40,000 45,700 52,700	工業地帯に隣接し、24時間操業(日曜・祝日を含む)している工場があり、臭気・騒音などが予想されます。
1/6 昭和58年 南側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	27,300 31,500 36,000	40,600 46,400 53,500	工業地帯に隣接し、24時間操業(日曜・祝日を含む)している工場があり、臭気・騒音などが予想されます。
1/14 平成 5年 南側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ○	32,600 37,600 43,000	48,500 55,400 63,900	
2/4 昭和60年 南側	エレベーター 桶 釜	×	30,600 35,300 40,400	45,600 52,100 60,100	

高齢者世帯向[公営・空家・親子同居世帯向]

所在区	住宅名	所在地 もよりの交通機関	間取り 床面積
(名東区内)			
	天神下荘 1棟	名東区天神下101番地 基幹バス2 猪子石西原 約0.5km	6・6・6・洋(5) LDK(9.5) 74.03㎡
(天白区内)			
	一つ山荘 西T-3棟	天白区一つ山3丁目24番地 地下鉄桜通線 相生山 約0.8km	8・6・洋(6.5)・洋(6.5) DK(8) 80.78㎡
	一つ山荘 南T-7棟	天白区一つ山4丁目1番地 地下鉄桜通線 相生山 約0.8km	8・6・洋(6.5)・洋(6.5) DK(8) 80.78㎡

階/階建 入居開始 バルコニー向き	エレベーター 桶 釜・給湯器		家賃区分(円)1 家賃区分(円)2 家賃区分(円)3	家賃区分(円)4 家賃区分(円)5 家賃区分(円)6	備考
2/6 昭和63年 南東側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	30,200 34,800 39,800	44,900 51,300 59,200	
1/3 平成 元年 南側	エレベーター 桶 釜	× ○ ×	33,900 39,200 44,800	50,500 57,700 66,600	
1/3 平成 3年 南側	エレベーター 桶 釜	× ○ ×	34,500 39,800 45,500	51,300 58,700 67,700	

高齢者世帯向[公営・空家・親子隣居世帯向]

所在区	住宅名	所在地 もよりの交通機関	間取り 床面積
(港区内)			
	港南荘 6棟 A室	港区稲永二丁目4番 あおなみ線 稲永 約0.5km	6・4.5 DK(5.5) 41.23㎡
	港南荘 6棟 B室	港区稲永二丁目4番 あおなみ線 稲永 約0.5km	6・6・6 DK(6.5) 57.58㎡
	西茶屋荘 10棟 A室	港区西茶屋一丁目35番地の6 市バス 西茶屋荘 約0.3km	6・4.5 DK(6) 41.10㎡
	西茶屋荘 10棟 B室	港区西茶屋一丁目35番地の6 市バス 西茶屋荘 約0.3km	8・6・6 DK(8.5) 61.44㎡

階/階建 入居開始 バルコニー向き	エレベーター 桶 釜・給湯器		家賃区分(円)1 家賃区分(円)2 家賃区分(円)3	家賃区分(円)4 家賃区分(円)5 家賃区分(円)6	備考
1/7 昭和55年 南東側	エレベーター 桶 釜	○ × ×	14,200 16,300 18,700	21,100 24,100 27,800	
1/7 昭和55年 南東側	エレベーター 桶 釜	○ × ×	19,800 22,800 26,100	29,500 33,700 38,900	
1/7 昭和56年 南側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	14,600 16,800 19,200	21,700 24,800 28,600	
1/7 昭和56年 南側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	21,800 25,100 28,800	32,400 37,100 42,800	

高齢者世帯向[改良・空家・親子同居世帯向]

所在区	住宅名	所在地 もよりの交通機関	間取り 床面積
(北区内)			
	山田西シティ住宅	北区山田二丁目10番23号 地下鉄名城線 大曽根 約0.6km	6・6・4.5・洋(5.5) LDK(10) 70.05㎡

階／階建 入居開始 バルコニー向き	エレベーター 桶 釜・給湯器	家賃区分(円)A 家賃区分(円)B 家賃区分(円)C	家賃区分(円)D 家賃区分(円)* 家賃区分(円)*	備考
1/5 平成 2年 南側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	29,700 34,300 34,300	39,300 ***** *****

軽費老人ホームのご案内

軽費老人ホームは、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活に必要な便宜を提供することにより、高齢者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指す施設です。名古屋市内には、「軽費老人ホーム（A型）」と「ケアハウス」があります。

施設の概要は以下のとおりです。ご利用を希望される場合は、**各施設にお問い合わせください。**

軽費老人ホーム(A型)

1 入所できる方

- ① 市内にお住まいの方で65歳以上の方
- ② 日常生活を自力で営める方
- ③ 年間収入が300万円以下で、毎月の使用料を納めることができる方

2 施設概要

- ① 居室：単身用の居室は6畳（緑寿荘は4畳半）に、押し入れ・トイレ・洗面所がついた個室になっています。食堂や浴室は共用です。（夫婦用の居室がある施設もあります。）
- ② 食事：3食が提供されます。
- ③ その他：各施設とも、常時職員がおり安心です。また、各種行事やクラブ活動もあり、余暇や趣味活動など楽しんで生活していただけます。

3 費用

毎月の費用（月額使用料）は、本人の収入に応じて63,480円～117,880円の間で決まります。

4 施設一覧

随時受け付けしていますので、空き状況は各施設にお問い合わせください。

施設名	運営主体	定員	所在地	電話番号
名古屋市清風荘	(福)なごや福祉施設協会	160	千種区香流橋一丁目2-26	778-5562
名古屋市安田荘	(福)愛生福祉会	100	昭和区安田通二丁目4-2	762-1638
名古屋市きよすみ荘	(特非)かくれんぼ	130	港区秋葉一丁目130-2	303-2871
名古屋市緑寿荘	(福)九十九会	100	守山区小幡北1902	793-6151

※夫婦用の居室があるのは、「名古屋市清風荘」と「名古屋市きよすみ荘」です。

担当：健康福祉局高齢福祉部介護保険課推進担当 TEL 972-2537

ケアハウス

入居できる方

- ① 自炊ができない程度の身体機能の低下がみられる方、または高齢等のため独立して生活するには不安が認められる方で、家族による援助を受けることが困難な方
- ② 原則として60歳以上の方。ただし60歳以上の配偶者とともに入居する場合は60歳未満の方でも入居できます。

設置・運営主体は、社会福祉法人・医療法人です。入居要件の詳細、費用については、**各施設にお問い合わせください。**※特定施設は要介護1～5の認定を受けた方が入居対象者となります。

施設名	設置・運営主体	定員	所在地	電話番号
ケアハウス東桜の里	(福)幸寿会	30	東区東桜二丁目22-2	939-3303
ケアハウス名西	(福)なごや福祉施設協会	30	西区名西一丁目24-8	521-9771
ケアハウス名楽	(福)なごや福祉施設協会	15	中村区名楽町四丁目7-18	486-1931
ケアハウス福原	(福)なごや福祉施設協会	15	昭和区福原町一丁目40	781-7703
ケアハウス南山の郷	(福)愛知育児院	30	昭和区南山町5	831-3451
ケアハウスほっとはっと	(福)フラワー園	30	中川区西日置町十丁目101	354-1880
ケアハウス共愛の里	(福)共愛会	16	中川区下之一色町字権野108-6	302-8029
ケアハウス野跡	(福)なごや福祉施設協会	30	港区野跡五丁目2-3	384-7483
ケアハウス南陽	(福)華陽会	45	港区新茶屋一丁目1701	303-0152
ケアハウスこすも	(福)成祥福祉会	20	港区木場町2-125	692-0070
ケアハウス南生苑	(福)緑生福祉会	30	南区西又兵衛町四丁目8-2	619-5310
ケアハウス三条	(福)なごや福祉施設協会	20	南区三条二丁目16-42	692-7781
ケアハウスふれあい	(福)愛知玉葉会	30	守山区川東山3321	795-7876
ケアハウス建国ビハラー	(福)清明福祉会	35	守山区青葉台206	736-5775
ケアハウスユートピア第2つくも	(福)九十九会	30	守山区鼓が丘一丁目115	739-1677
ケアハウス楓林花の里	(福)英楽会	20	緑区大高町字上蝮池10	625-0294
ケアハウスオーネスト鳴海	(福)紫水会	15	緑区鳴海町字下汐田77-3	621-1133
ケアハウスシーダーヒルズ	(医)杉山会 ※特定施設	20	名東区社台三丁目19-1	774-8350

担当：健康福祉局高齢福祉部介護保険課指導担当 TEL 959-2592

民間賃貸住宅（セーフティネット住宅）

「補助付き住宅確保要配慮者専用賃貸住宅」のご案内

補助付き住宅確保要配慮者専用賃貸住宅は、高齢者や障害者などの住宅確保要配慮者の入居を受け入れる住宅として名古屋市に登録された民間の賃貸住宅で、入居世帯の所得に応じて市による家賃減額補助や家賃債務保証料減額補助のある住宅です。

ご案内ちらし（住宅の一覧）は各区役所・支所 情報コーナーで配布しています。市公式ウェブサイトにおいても公開しています。
空き家の有無、具体的な入居手続きについては、それぞれの住宅の問合せ先へ直接お問い合わせください。



住宅一覧



住宅一覧

（高齢、障害、子育て世帯等） （子育て世帯専用）

1. 入居できる方

世帯の月額所得が原則 158,000 円以下の高齢者世帯、障害者等世帯、被災者世帯、子育て世帯、新婚世帯、低額所得世帯
※補助付き住宅確保要配慮者専用賃貸住宅のうち、子育て世帯専用住戸については、所得要件が緩和されています。

2. 家賃減額補助

・**家賃減額補助の期間は専用住宅としての管理開始から原則 10 年以内**となります。ただし、被災者世帯、子育て世帯にあつては、管理期間内かつ 6 年以内、新婚世帯は管理期間内かつ 3 年以内となります。

3. その他

・**住宅扶助又は住居確保給付金を受給している方は、家賃減額・家賃債務保証料減額のいずれの補助も受けられません。**
・**入居できる世帯要件などの詳細は、住宅の問合せ先または住宅企画課(972-2772)までお問い合わせください。**

4. 住宅例（※市内に 22 物件あります。家賃は、上記の家賃減額補助により減額された後の家賃です。）

No.	受入対象世帯 (○が受入対象)					補助の種類			住宅名	管理戸数 (戸)	所在地	住宅タイプ	家賃 (円)	共益費 (円)	問合せ先 (事業者または 管理会社等)	管理開始 年月
	高齢者	障害者等	被災者	子育て	新婚	低額所得	家賃減額	保証減額								
1	○	○	○	○	○	○	○	—	中駒九番団地	83	港区九番町 1-1-1 港区七番町 2-11-1	1LDK ～ 3DK	11,000～ 51,000	4,500	中駒産業㈱ Tel 451-8111	H30/9 ～R6/8

民間賃貸住宅「高齢者向け優良賃貸住宅」のご案内

高齢者向け優良賃貸住宅とは、高齢者が安心して暮らせるようにバリアフリー化され、緊急時対応サービスなどの利用が可能な民間賃貸住宅です。入居世帯の所得によって、名古屋市と国の補助により家賃が減額される場合があります。

ご案内ちらし（住宅の一覧）は各区役所・支所 情報コーナーで配布しています。

市公式ウェブサイトにおいても公開しています。

空き家の有無、具体的な入居手続きについては、それぞれの住宅の問合せ先へ直接お問い合わせください。



住宅一覧

1. 入居できる方

- ①申込者が高齢者(60歳以上)であること。
- ②申込者が単身であるか、同居者が配偶者(60歳未満可)または高齢(60歳以上)の親族であること。
- ③申込者及び同居者が、自立した日常生活を営むことができること。
- ④住宅によって、世帯の月額所得に487,000円もしくは387,000円以下の制限があります。

2. 家賃減額補助

・**家賃減額補助の期間は管理開始から 10～20 年**となります。詳細については、各住宅の問合せ先または住宅企画課(972-2944)までお問い合わせください。

3. 住宅例（※市内に 13 物件あります。家賃は、上記の家賃補助により減額された後の家賃です。）

No.	住宅名	管理戸数 (戸)	所在地	住宅タイプ	家賃 (円)	共益費 (円)	問合せ先	管理開始 年月
1	中駒名駅西マンションⅡ	42	中村区太閤四丁目 9-11	1K～ 2LDK	34,000～ 165,000	6,000	中駒産業㈱ Tel 0120-380-112	R3/9

11 相談・受付窓口

名 称	郵便番号	所 在 地	電 話	F A X	もよりの停留所
千種区 保健福祉センター福祉部	464-8644	千種区星が丘山手103	762-3111	751-3120	地下鉄：東山公園 市バス：新池町
東 区 //	461-8640	東区筒井一丁目7-74	935-2271	936-4303	市バス：東区役所
北 区 //	462-8511	北区清水四丁目17-1	911-3131	914-2100	地下鉄：黒川 市バス：北区役所
楠支所 区民福祉課	462-0012	北区楠二丁目974	901-2261	902-1843	市バス：楠支所
西区 保健福祉センター福祉部	451-8508	西区花の木二丁目18-1	521-5311	523-4630	地下鉄：浄心 市バス：西区役所
山田支所 区民福祉課	452-0815	西区八筋町358の2	501-1311	503-3986	地下鉄：上小田井 市バス：山田支所
中村区 保健福祉センター福祉部	453-8501	中村区松原町1-23-1	483-8161	433-2074	地下鉄：本陣 市バス：本陣
中 区 //	460-8447	中区栄四丁目1-8	241-3601	241-6986	地下鉄：栄 市バス：栄
昭和区 //	466-8585	昭和区阿由知通3-19	731-1511	735-3909	地下鉄：御器所 市バス：御器所通
瑞穂区 //	467-8531	瑞穂区瑞穂通3-32	841-1521	852-9375	地下鉄：瑞穂区役所 市バス：瑞穂区役所
熱田区 //	456-8501	熱田区神宮三丁目1-15	681-1431	682-0346	J R：熱田駅 地下鉄：熱田神宮西
中川区 //	454-8501	中川区高畑一丁目223	362-1111	363-4302	地下鉄：高畑 市バス：地下鉄高畑
富田支所 区民福祉課	454-0985	中川区春田三丁目215	301-8141	301-8661	市バス：富田支所 J R：春田
港区 保健福祉センター福祉部	455-8520	港区港明一丁目12-20	651-3251	651-1190	地下鉄：港区役所 市バス：港区役所
南陽支所 区民福祉課	455-0873	港区春田野二丁目3703	301-8118	301-8411	市バス：南陽支所
南区 保健福祉センター福祉部	457-8508	南区前浜通3-10	811-5161	823-9426	市バス：南区役所 J R：笠寺
守山区 //	463-8510	守山区小幡一丁目3-1	793-3434	793-1451	市バス：守山区役所 名鉄：小幡
志段味支所 区民福祉課	463-0003	守山区下志段味一丁目1401	736-2000	736-4670	市バス：志段味支所
緑 区 保健福祉センター福祉部	458-8585	緑区青山二丁目15	621-2111	621-6858	市バス：緑区役所
徳重支所 区民福祉課	458-0852	緑区元徳重一丁目401	626-5443	875-2215	地下鉄：徳重 市バス：地下鉄徳重
名東区 保健福祉センター福祉部	465-8508	名東区上社二丁目50	773-1111	774-2781	地下鉄：本郷
天白区 //	468-8510	天白区島田二丁目201	803-1111	807-3829	市バス：島田 市バス：坂海戸

- ◎ ひとり親世帯区分は、各区保健福祉センター福祉部民生子ども課及び支所区民福祉課が窓口となります。
- ◎ 高齢者世帯区分、障害者世帯区分（ハンセン病療養所入所者等の要件で申し込まれる方を除く）は、各区保健福祉センター福祉部福祉課及び支所区民福祉課が窓口となります。
- ◎ 障害者世帯区分でハンセン病療養所入所者等の要件で申し込まれる方は、市役所健康福祉局健康部感染症対策課が窓口となります。
（郵送の場合、〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号）

詳しくは、あなたの住所地、勤務地（市外居住者）を管轄する区の保健福祉センター福祉部（支所管内にお住まいの方は支所の区民福祉課）、又は名古屋市役所健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課（電話 972-2544 FAX 955-3367）、障害福祉部障害企画課（電話 972-2632 FAX 951-3999）、健康部感染症対策課（電話 972-2631 FAX 972-4203）、子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画課（電話 972-2522 FAX 972-4204）にお問い合わせください。

